

今治市景観マスタープラン

未来へつなぐ夢海道

～山からまちへ、まちから海へ、きらめく風景海道づくり～

今 治 市

目 次

はじめに	2
第1章 景観マスタープランとは	3
1 - 1 . これまでの取り組み	3
1 - 2 . 景観マスタープランの位置づけと役割	5
第2章 今治市の景観と市民意識	6
2 - 1 . 今治市の景観構造	6
2 - 2 . 今治市の景観資源	10
2 - 3 . 市民の景観への意識	21
第3章 今治らしい景観とめざす目標	25
3 - 1 . 今治らしさ	25
3 - 2 . 景観形成の基本理念と基本目標	26
第4章 景観形成戦略	31
4 - 1 . 景観形成上の課題	31
4 - 2 . 景観形成の展開方針と目標年次	36
4 - 3 . 景観形成重点地区	38
第5章 景観形成アクションプラン	41
5 - 1 . 景観形成施策	41
5 - 2 . 推進体制	53
5 - 3 . 景観づくりの実現に向けて	56

参考資料

- ・ マスタープラン策定の経緯
- ・ 検討委員会等の開催状況

はじめに

今治市は、“ゆとり彩りものづくり みんなで奏でる 海響都市 いまばり”を将来像にまちづくりに取り組んでいます。

「景観」にはさまざまな定義がありますが、景観の「観」は、人が「観る」ことをあらわし、山や海、街並みがそこにあるから景観ではなく、それを観る“人”が意識してはじめて景観になるといえます。

景観は、私たち市民の共通の財産であり、その価値に気づき、認めて、守って、育てていくことが大切であり、景観づくりは、地域づくり、まちづくりそのものだと考えます。

今治市には、多島海、海峡、山並み、溪谷などの自然景観、寺社仏閣、史跡、伝統行事などの歴史、文化的景観、農漁村集落、田園など人と自然の共生景観、しまなみ海道の橋梁群、市街地景観など新たな景観、そして造船所や港など活気を感じる産業景観と、多彩で多様な景観があります。これらの多彩な5つの景観が、時代の変化に応じ、古いものと新しいものが対比し、融合する中で創られてきたことが“今治らしさ”といえます。

「今治らしい景観」を守り、育て、次世代に継承していくことが、“海響都市 いまばり”の実現につながると考えています。

総合計画では、“海響都市 いまばり”の実現をめざして、「産業振興と交流が響き合う海の都のまちづくり」、「次代を担う人材育成を行い自己実現が可能なまちづくり」、「地域特性を活かしてみんなで創る多彩で魅力的なまちづくり」を施策の展開方向に定め、この3つの施策を実現する重点プロジェクトの一つに、『海事都市・ものづくりのまちにふさわしい「景観計画」の策定』を位置づけています。

本計画は、今後の景観計画の策定に向けて、今治市の景観形成に関する基本的な方針を定め、**今治らしい景観づくりを推進していくこと**を目的としています。

第1章 景観マスタープランとは

1-1. これまでの取り組み

今治市では、平成2年に「今治市都市景観形成ガイドライン」を策定し、広小路沿いと今治城周辺の2地区を景観形成誘導地区に指定するほか、今治市まちなみ景観賞(昭和63年)地区計画の策定(平成6年~)など、これまでも景観施策に取り組んできました。

一方、国では景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」が平成16年6月に制定されました。景観法は、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明らかにしています。また、実行法として景観形成のための行為規制や支援のしくみを備え、地方公共団体が景観形成への取り組みを行うための基盤やしきみが整備されました。

今治市では、良好な自然景観の保全・育成、美しく風格ある景観の創出、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、平成17年10月17日に**景観行政団体**^{注1}となりました。

平成19年度においては、今後の景観計画の策定に向けて、市域全体における代表的な景観資源の抽出や市民意向の把握などを行いました。

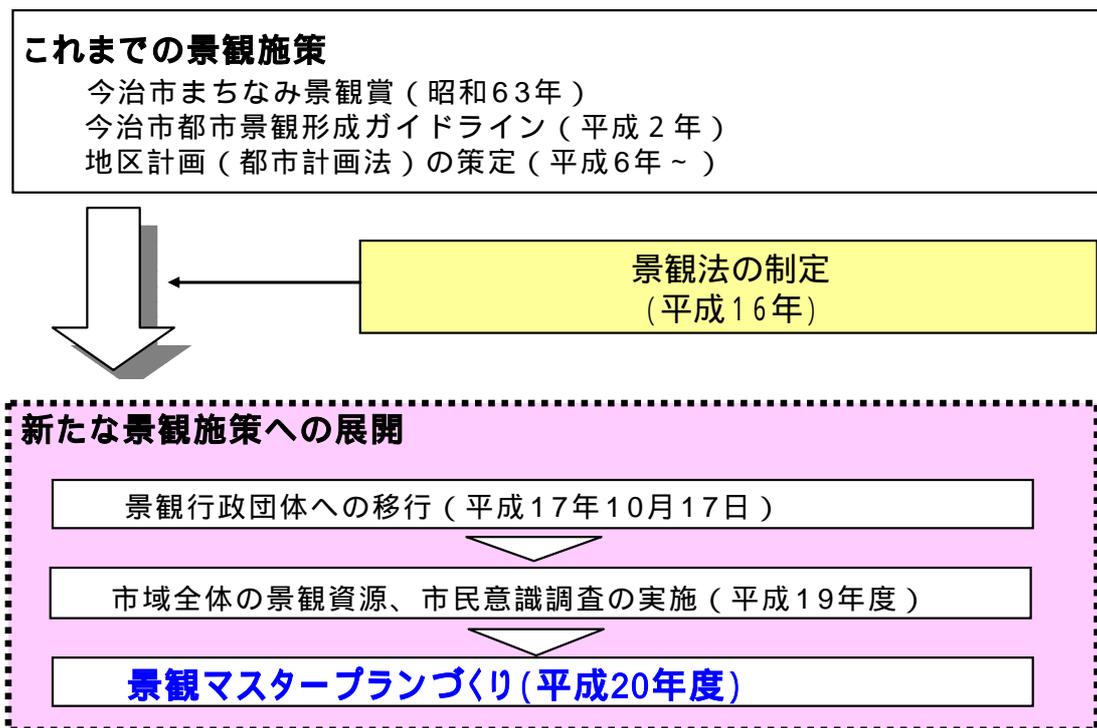


図 1-1 今治市の景観施策への取り組みの経緯

注1：景観行政団体

一定の地域について一元的に景観施策を主体的に実施する団体のこと
(都道府県又は市町村が担うことが基本)

【参考】今治市景観形成ガイドライン(平成2年)

都市景観形成ガイドラインは、地区を指定し、その地区内で一定の建築物や工作物を新築・増改築する場合にあらかじめ計画の段階から街の景観について誘導・助言を行うものです。

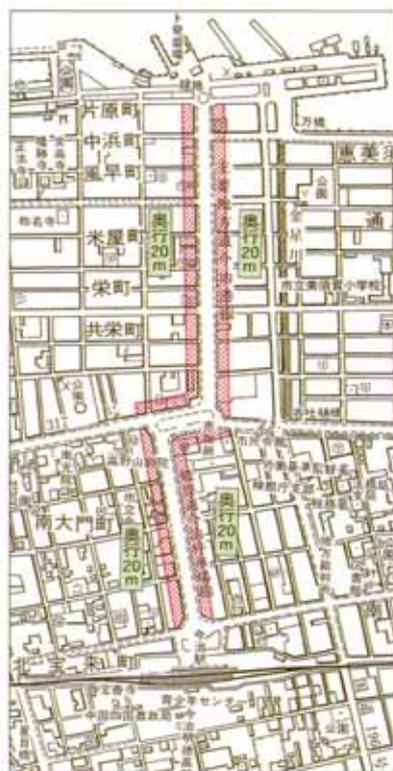
広小路沿いと今治城周辺の2地区が景観形成誘導地区に指定されています。

対象となる建築物等

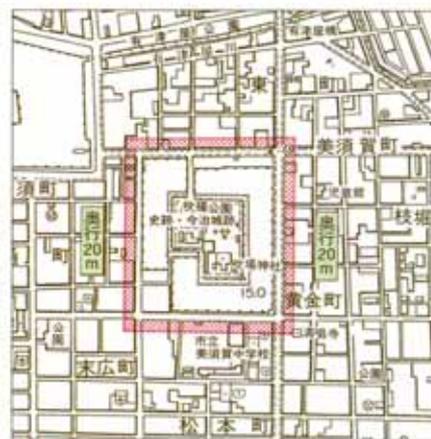
区分	対象建築物等
	敷地面積が300㎡以上、または建物の延床面積が500㎡以上の建物
	工作物(広告塔、高架水槽、冷却塔等の建築設備)
	に該当し、大規模な修繕や模様替え、または外観について過半の色彩変更を行うもの。

指定地区

	区域	目標
1号地区	JR今治駅から今治港までの通称広小路に接する敷地で奥行20mまでの区域	商業業務施設が一体をなして今治らしい都市景観を形成していく。
2号地区	吹場公園を周回する街路に接する敷地で奥行20mまでの区域	今治市の歴史的背景の中でこれを支える新しい街づくり、緑豊かに住まう街づくりを目指す。



▲1号地区



▲2号地区

1 - 2 . 景観マスタープランの位置づけと役割

景観マスタープランは、今治市の良好な自然景観の保全・育成、美しく風格のある景観の創出、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を図るために、[今後の新たな景観施策の展開について具体的な計画](#)を定めるものです。

本マスタープランでは、景観法をはじめ、上位計画、関連計画との整合を図り、市民意見を取り入れながら、次の5つの事項について示しています。

市民が共有する今治らしい景観の目標

12市町村が合併後、多彩で個性的な今治の景観特性を踏まえて、市民が共有している今治らしい景観を位置づけ、目標を定めていきます。

今治らしい景観形成に向けた展開方針

今治らしい景観形成に向けて、景観形成の展開方針や重点的に取り組んでいく地区の考え方について定めていきます。

景観形成に向けた施策（アクションプラン）

景観法の活用をはじめ、今治らしい景観の目標を実現していくために必要な施策メニューを定めていきます。

市民、事業者、行政が協働で展開するためのしくみ

市民、事業者、行政の役割を整理するとともに、各主体が連携し協働で景観形成を進めていくために必要なしくみを定めていきます。

実施スケジュール

、で定めた施策等を実際に進めていくための手順やスケジュールを定めていきます。

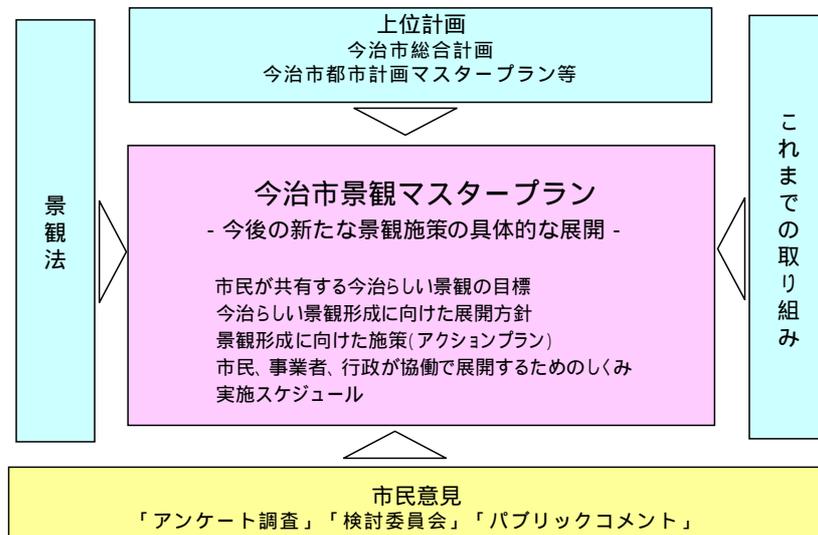


図 1-2 景観マスタープランの位置づけ

第2章 今治市の景観と市民意識

2 - 1 . 今治市の景観構造

今治市は、平成 17 年 1 月に、旧今治市及び越智郡 11 町村（朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村）が合併し、新しい今治市となりました。

合併したことにより、現在の今治市は瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と芸予諸島の南半分の島嶼部からなるという、全国的に珍しく、貴重な地理的な特徴を持っています。

また、陸地部は地形特性から、山間エリア、東エリア、西エリアに分類することができ、それぞれ景観構造が異なります。



図 2-1：今治市の地理的な特徴と主要な交通網

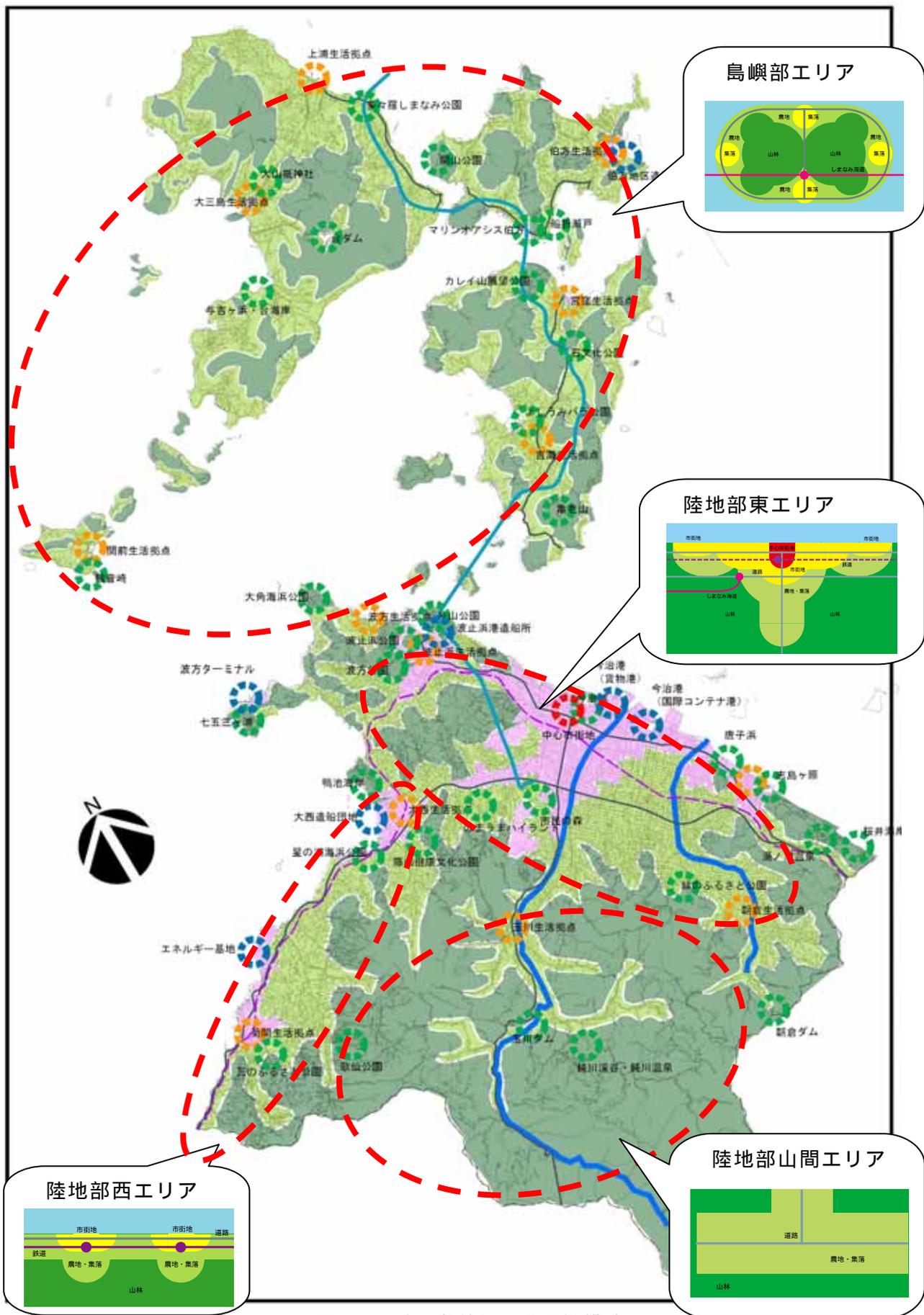


図 2-2 地形条件による景観構造

陸地部山間エリア：山間谷地構造

高縄半島の中央部は、緑豊かな山間地が広がっており、穏やかな気候を生かした木材などの農林業が営まれています。

川沿いに整備された国道や主要県道を軸として、平地には農地・集落が広がり、その背後に山地が迫る谷地状に展開する景観構造となっています。

山間部にも、鈍川渓谷や鈍川温泉、ダム湖などの景観資源を有しています。

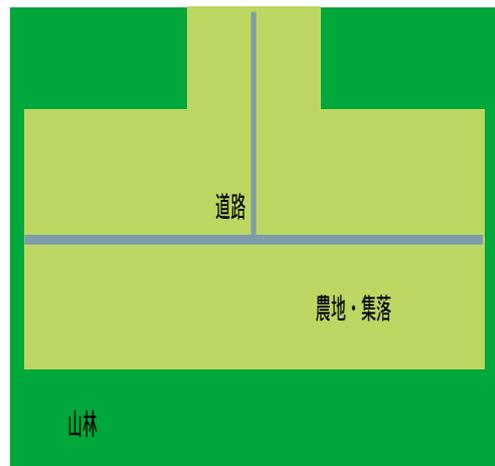


図 2-3 陸地部山間エリア景観構造概念（山間谷地構造）

陸地部東エリア：扇状構造

高縄半島の東側は、今治市で最も広がりのある平野を有し、国分寺が置かれるなど古くから栄え、今治城の城下町から発展した中心市街地が形成されています。

中心市街地を核として、その周囲を市街地、郊外、田園、山林が取り囲み、都市から自然へと階層的に続き、景観領域がまちから山に扇状に広がる景観構造となっています。また、市街地は、北は波止浜、南は桜井まで裾野が広がっています。

景観的には平野の広がりを基盤とする大きな領域構造となっており、広がりのある市街地や田園、長い渚線を持つ砂浜などに景観的な特性が表れています。

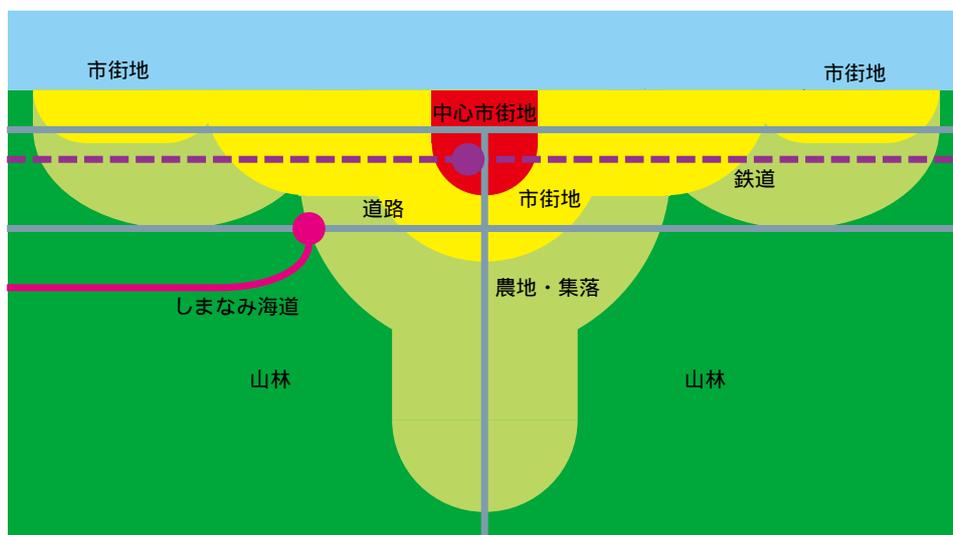


図 2-4 陸地部東エリア景観構造概念（扇状構造）

陸地部西エリア：層状構造

高縄半島の西側は、海に沿って走る稜線により半島東側と隔てられており、また、山が海に迫った広がりには乏しい地形です。海岸沿いを走る国道 196 号を軸に市街地や工業地、漁港など、都市的な土地利用が連なり、生活の主要な場を形成しています。

都市的な土地利用を囲むように農地・集落が形成され、その背後の山地部があり、海岸沿いを市街地、農地、山地が層状に展開する景観構造となっています。

海岸線は、所々に凹凸を生じ、磯と砂浜が交互に連なる変化に富んだ景観を形成しています。特に半島の先端にあたる北部においては、鴨池海岸、七五三ヶ浦などの優れた景勝地・海水浴場などがあります。

また、一部の湾は工業地として利用されており、造船所が集積し、クレーンが林立する今治市ならではの産業景観が展開されています。

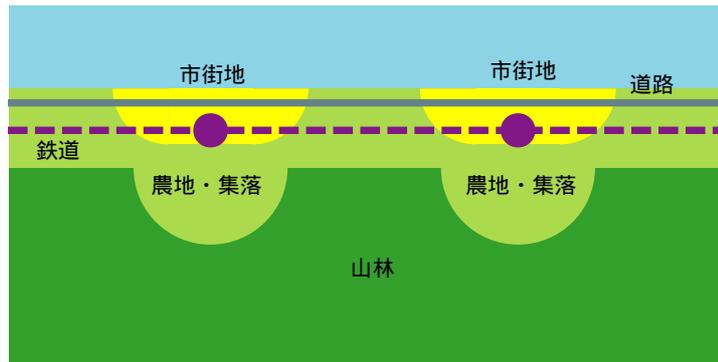


図 2-5 陸地部西エリア景観構造概念（層状構造）

島嶼部エリア：結び目状構造

島嶼部は、島の大部分を山間地が占める急峻な地形条件となっており、山間地の上部には山林、海に面した山麓部には果樹園が形成され、緑豊かな景観を構成しています。海に面した小さな浦などを利用して、所々に港が造られ、その背後に集落が形成され、それぞれの集落が沿岸部を巡る環状の道路により結ばれる結び目状の景観構造となっています。

島嶼間の瀬戸部においては、海・山が織りなす豊かな自然景観のもと、瀬戸ならではの潮流・渦潮を生じ、また、しまなみ海道を形成する特色ある橋梁が架けられ、今治市を代表する景観資源となっています。大三島には、大山祇神社が鎮座し、伯方島、大島には、城跡や菩提寺など、水軍が活躍した時代をしのばせる史跡が点在するなど、歴史資源にも恵まれています。

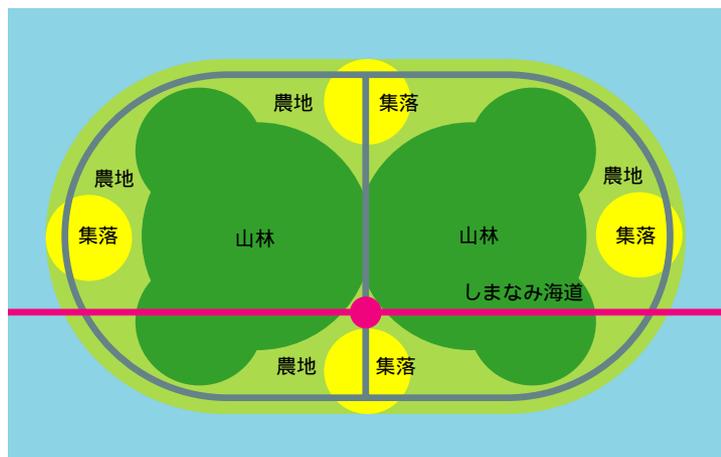


図 2-6 島嶼部景観構造概念（結び目構造）

2 - 2 . 今治市の景観資源

(1) 要素別景観資源

市内各地に広がる多彩な景観を、「点的なもの」、「線的なもの」、「面的なもの」に分類し、景観資源を抽出しました。

表 2-1 景観を構成する主要景観要素

分類	景観要素		概要
点的要素	ランドマーク ^{注2}	山	特徴的な山容を持つ山
		建造物	シンボリックな形態を持つ建造物
	結節点	鉄道駅	鉄道交通の結節点
		港	海上交通の結節点
	拠点地区	中心市街地	中枢的都市機能の拠点
		地域拠点	地域生活機能の拠点
		産業拠点	拠点的な産業地
観光・交流拠点		拠点的な観光・行楽地	
線的要素	稜線		山間地を構成する主要な尾根
	海岸		砂浜や磯、護岸等による海岸線
	河川		代表的な河川
	主要道路		骨格的な道路網を構成する主要道路
面的要素	市街地		面的に都市的な土地利用が進展している地区
	農地・集落地		農地を主体とする土地利用が広がり、集落が点在する地区

注2：ランドマーク

目印となるようなシンボリックな景観要素のこと

点的景観資源

）ランドマーク

ア．山

代表的な山としては、今治平野より望む笠松山、近見山、島嶼部における亀老山、宝股山、鷲ヶ頭山などがあります。これらの山は瀬戸内海や今治市街などを望む優れた眺望点としても機能しており、多くの山の頂上において、展望公園や展望台が整備されています。



笠松山



近見山



宝股山

イ．建造物

ランドマークとして機能する建造物としては、今治城があり、今治中心市街地のシンボルとして親しまれているほか、今治市を代表する歴史文化資源です。

また、しまなみ海道の島嶼間・海峡部には、特色ある形態の橋梁が架けられ、海浜景観の要所部においてスケールの大きな印象的な景観を展開するランドマークとなっており、しまなみ海道観光の重要な景勝地となっています。



今治城



来島海峡大橋



大三島橋

）結節点

ア．鉄道駅

陸地部には、公共交通の軸としてJR予讃線が走り、今治駅、大西駅、菊間駅、伊予桜井などの各鉄道駅がまちの玄関口として機能しています。



今治駅



大西駅



伊予桜井駅

イ．港

陸地部においては、今治港、波止浜港や波方港から、フェリー、渡船が発着しています。また、島嶼部においては、伯方港、宮浦港等からフェリー、渡船が発着し、その周辺には、地域の生活拠点となる市街地や集落が形成されています。

港を行きかう船舶は、港町の活気ある景観を構成する一要素となっています。



今治港



宮浦港



伯方港

）拠点地区

ア．中心市街地

今治駅から今治港にかけて、商業・業務施設や行政文化施設などが集積し、市の中枢を担う中心市街地を形成しています。目抜き通りである広小路には、風格あるクスノキ並木が形成され、また、駅周辺部において区画整理事業が進められ、都心部としての景観が整備されつつあります。



広小路



市役所・公会堂



今治銀座商店街

イ．生活拠点

現在、市役所支所として機能する旧市町村の庁舎が立地する駅前や港などの周辺は、地域の生活拠点を形成しています。

これら市街地・集落の多くは、古くから港町などとして栄えてきた歴史を有しており、昔ながらの路地に沿って民家や歴史的な建造物が残存するなど、地域の歴史を伝える景観があります。



大西駅周辺



菊間駅・菊間港周辺



伯方港周辺

ウ．産業拠点

代表的な産業である造船所の集積地としては、波止浜港、大西造船所団地、伯方港などがあり、クレーンや大型の船舶がひしめく活気ある景観は、今治市の海事都市としての特色が表れた代表的な産業景観といえます。

今治港には、内貿・外貿向けの港湾施設が整備され、その周囲には工場や流通系施設が集積し、産業系港湾の典型的な景観が広がっています。

また、波方、菊間には、エネルギー基地が整備されており、貯蔵タンクが建ち並ぶコンビナートの景観が展開します。



国際コンテナターミナル
(今治港)



波止浜港造船所



エネルギー基地
(菊間)

エ．観光・交流拠点

海・山の自然を生かした、観光・交流の拠点として、陸地部では、鈍川渓谷沿いに温泉宿が集積する歴史の古い温泉場である鈍川温泉、桜井海岸背後の丘陵地に形成された新しい保養地であり、公園を中心として、クアハウスやホテルなどが建ち並びリゾート地の景観を形成している湯ノ浦温泉があります。

島嶼部では、多くの来訪客が訪れる代表的な観光資源である大山祇神社があり、神社への参道はみやげ物店などが並び、観光地の景観が形成されています。

また、この他に海浜環境を生かした多くの海水浴場や瀬戸などの景勝地が沿岸部に所在しています。



鈍川温泉



大山祇神社



瓦のふるさと公園・かわら館



大角海浜公園



道の駅・多々羅しまなみ公園



藤公園

線的景観資源

）稜線

陸地部は、高縄山系の北端部に位置しており、東三方ヶ森を最高峰として、そこから東西に伸びる稜線が、市の南側の境界を形成しています。同稜線から今治平野に向け幾筋もの尾根が伸び、今治平野の背景となる緑豊かな山間地が形成されています。また、半島西側においては、海に沿って稜線が走り、海に面した山麓部に農地や市街地が形成されています。

島嶼部は、山が海に迫った急峻な地形条件にあり、島中央の山間地から海に向かう稜線により、島内がいくつかの地域に区分されています。それぞれの地域は、背後に山間地を控えて海に望む平地や傾斜地などに漁村を形成し、地域コミュニティが形成されています。



高縄山系



大三島の稜線



島嶼部の稜線
(近見山からの眺望)

）海岸線

市内の各所に美しい砂浜などが形成され、海辺の自然とのふれあいの場、また海や島を遠望する場として親しまれています。

唐子浜、志島ヶ原に代表される渚線の長い砂浜や、七五三ヶ浦に代表される箱庭のような浦、島嶼間を隔てる瀬戸など、多様な海浜景観が展開しますが、いずれも背後の松林や山林と一体となって豊かな海浜景観が形成されています。



唐子浜



七五三ヶ浦



船折瀬戸

）河川

今治市の代表的な河川として蒼社川、頓田川があります。いずれの河川も高縄山系に源を発し、今治平野を経て、海に流れ込んでいます。市街地や郊外部における貴重なオープンスペースとなるとともに、今治平野の市街地、郊外部、田園、山間を結ぶ水辺軸として機能しています。



蒼社川



頓田川

）主要道路

国道 196 号、国道 317 号を主軸として、これを補完する県道により、骨格的な道路網が構成され、市内の各地域間を連絡するとともに、市街地内において都市軸を構成しています。

また、しまなみ海道は、今治市の陸地部・島嶼部を結ぶ地域連携軸のほか、本州と四国を結ぶ国土基幹軸として機能しており、また、風光明媚な瀬戸内海の多島海を望む観光ルートとしても重要な位置づけにあります。



国道 196 号



国道 317 号 (1)



国道 317 号 (2)

面的景観資源

）市街地

都市機能は、今治駅・今治港周辺に集積しており、両地区を結ぶ広小路を主軸として商業・業務施設などが複合する中心市街地が形成されています。その周囲に住宅を主体とする市街地が面的に広がり、市内で最もまとまりある都市的土地利用が展開しています。

また、波止浜港、大西駅、菊間駅・菊間港の周囲に、まとまりある住宅地が形成され、一部、商業・業務などの土地利用を含みながら、地域の生活拠点となる市街地が形成されています。



今治中心市街地



今治市街地 (郊外部)



菊間市街地

）農地・集落

低地部及び山麓部は主に農地として利用され、低地部においては水田、山麓部においては主に果樹園が形成されています。これら農地に囲まれる山裾などには集落が形成され、農地と一体となって、のどかな田園景観を構成しています。

朝倉や玉川などには、山に囲まれた低地部に水田が広がり、緑豊かな田園景観が比較的に良く残されています。山裾においては石垣や木造の民家などが残る趣のある集落が形成され、農地と一体的に昔ながらの里的な景観を高めています。

また、島嶼部や高縄半島西側（波方、大西、菊間）では、漁港に臨む急峻な山裾に小ぢんまりとした集落が形成され、その背後には果樹園が形成されています。これら集落は、細い路地沿いに木造の民家が密集し、坂をくねる路地沿いに木造の民家や石垣、神社、井戸などが残され、瀬戸内海らしさが感じられるかつての漁村景観が色濃く残されています。



陸地部の水田



山間部の集落



島嶼部の果樹園



島嶼部山腹の集落



漁港と漁村集落（関前・岡村）



路地に沿い民家が密集する
漁村

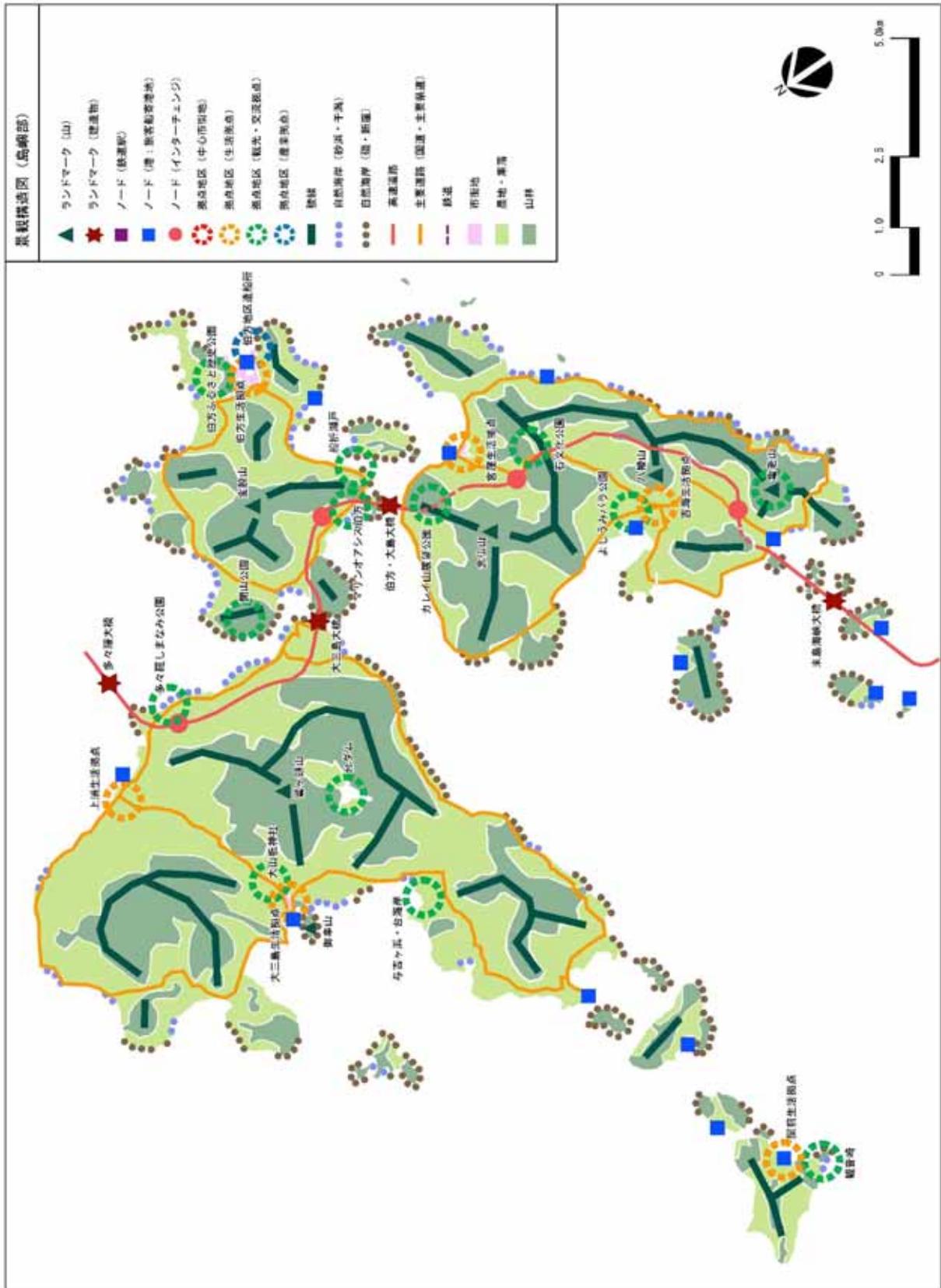


図 2-7 景観資源分布図（島嶼部）

(2) 眺望

しまなみ海道の眺めをはじめ、今治市は雄大な自然と街並みを望むことができる美しい眺望景観があります。

半島部や島嶼部の高台には展望台が整備され、眺望景観を楽しめる重要な視点場になっています。

表 2-2 主要な眺望景観（視点場）

No	名称	No	名称
1	今治城	8	近見山展望台
2	糸山公園	9	カレイ山展望公園
3	亀老山展望公園	10	海山城展望公園
4	開山公園	11	立石展望台
5	大角海浜公園	12	念仏山
6	多々羅しまなみ公園	13	塔ノ峰展望公園
7	作礼山（仙遊寺）	14	瓦のふるさと公園

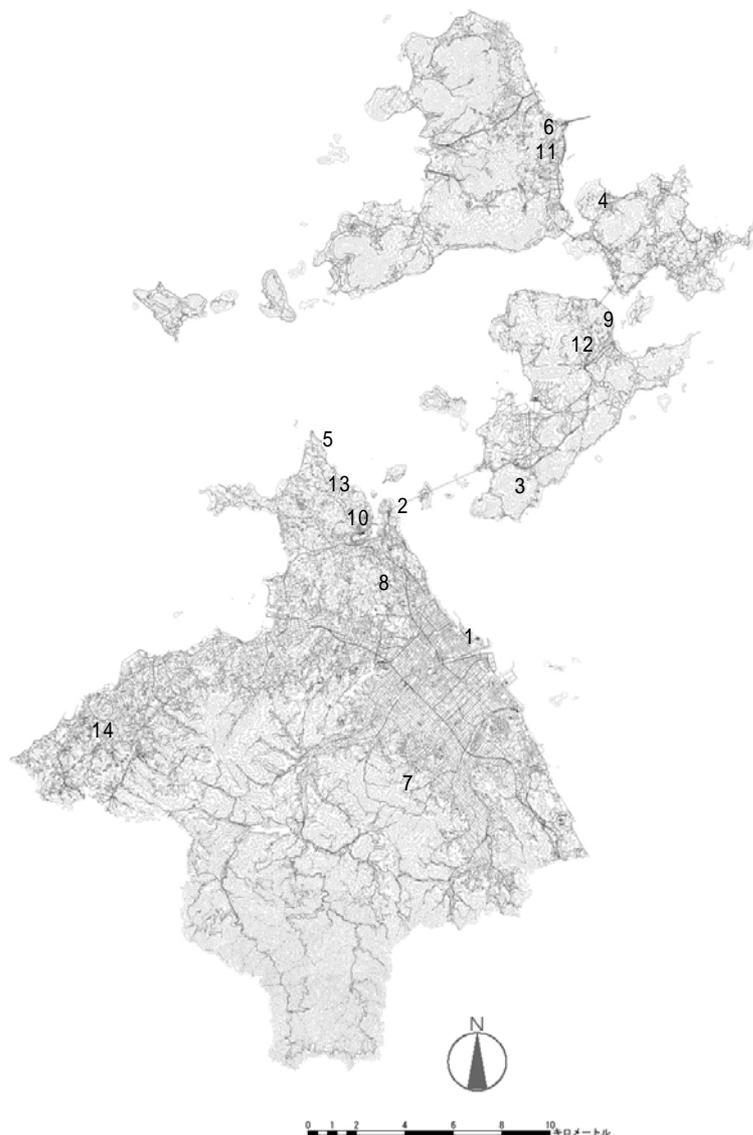


図 2-9 眺望点位置図

【参考】眺望景觀の例

糸山公園からの眺望景觀



亀老山展望公園からの眺望



作礼山からの眺望



カレイ山展望公園からの眺望



海山城展望公園からの眺望



近見山展望台からの眺望



2 - 3 . 市民の景観への意識

16歳以上の市民3,000人(有効回収数1,280人)を対象に景観に関するアンケート調査を実施しました。その結果から、市民の景観への意識を整理しています。

(今治市ホームページ>都市政策課 <http://www.city.imabari.ehime.jp/tosisei/index.html>)

(1) 市民が大切だと感じる景観

守りたい、育てたい、紹介したい景観資源

市を代表する景観資源は、「しまなみ海道と島嶼間の橋梁」、「今治城」、「大山祇神社」、「鈍川渓谷・鈍川温泉」、「来島海峡」

- ・ 「しまなみ海道と島嶼間の橋梁」は、市外の人に紹介したい景観資源の1位(42.9%)守り・育てたい景観資源の2位(28.8%)であり、また、「来島海峡」や瀬戸内海を望む「糸山公園」、「亀老山展望公園」などの回答率も高くなっており、しまなみ海道を軸に展開する瀬戸内海と島々の景観が、今治市を最も代表する景観資源といえます。
- ・ 「今治城」、「大山祇神社」、「鈍川渓谷」も、守り・育てたい景観資源、紹介したい景観資源のそれぞれ上位を占め、今治市を代表する景観資源となっています。

(図2-10参照)

市を代表すると感じる眺望景観

市を代表する眺望景観は、「瀬戸内海・島々」、「しまなみ海道」、「今治市街」

- ・ 好きな眺望景観としては、高台や海岸などからの「瀬戸内海・島々」などの眺めが1位(39.8%)であり、来島海峡や船折瀬戸、潮流・渦潮など、海峡・瀬戸付近の景観をあげる回答が多く、また、夕日の眺望も多くあげられました。
- ・ 次いで「しまなみ海道」が22.3%と高く、「瀬戸内海・島々」と合わせると62.1%を占め、景観資源同様に、しまなみ海道を軸に展開する瀬戸内海と島々、橋梁などの景観が、今治市を最も代表する眺望景観といえます。
- ・ 山や高台から「今治市街」の眺めも14%と高く、瀬戸内海やしまなみ海道に次ぐ、代表的な眺望景観であり、夜景をあげる回答も多くありました。

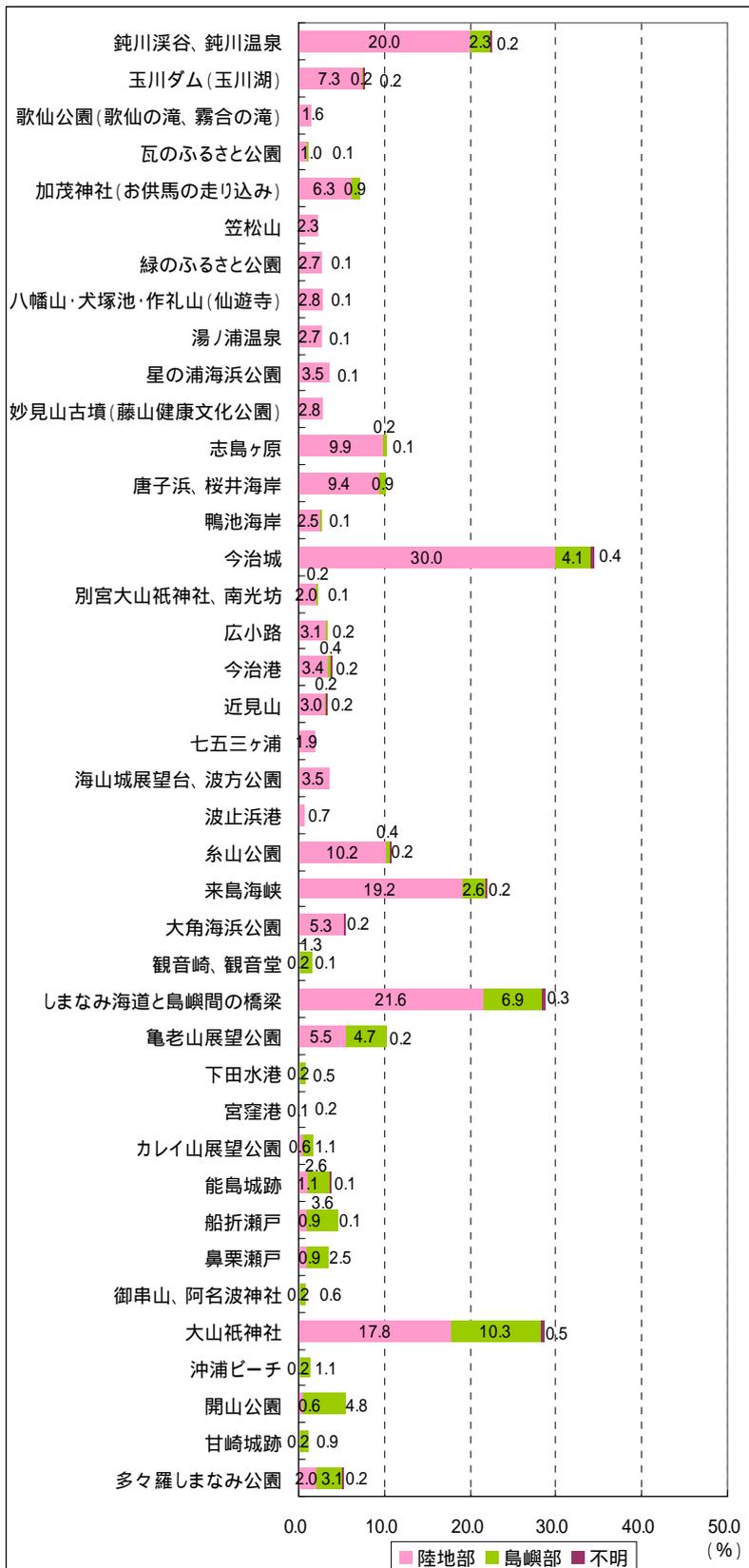
(今治市ホームページ 景観に関する市民意向調査 集計結果報告書参照)



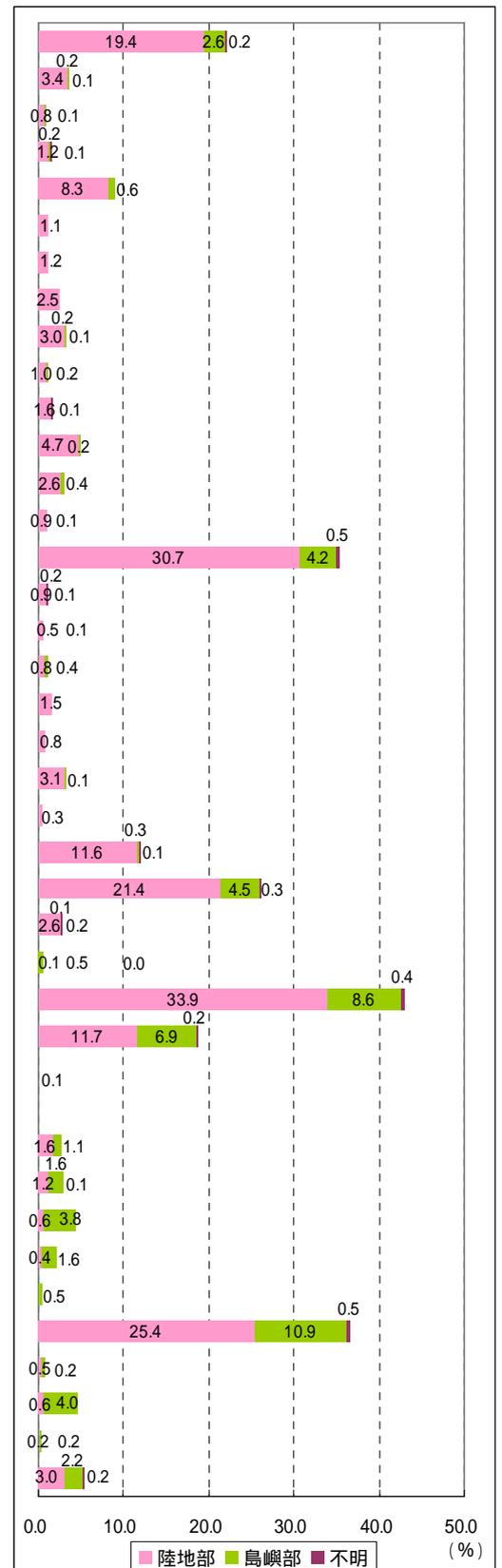
しまなみ海道



今治城



(守りたい、育てたい景観資源)



(市外の人に紹介したい景観資源)

図 2-10 市民が大切だと感じる景観

(2) 景観への問題意識

市民は、ごみ捨てマナーや道路・公園などの維持管理の不足などがまちの景観を損ねていると感じています。

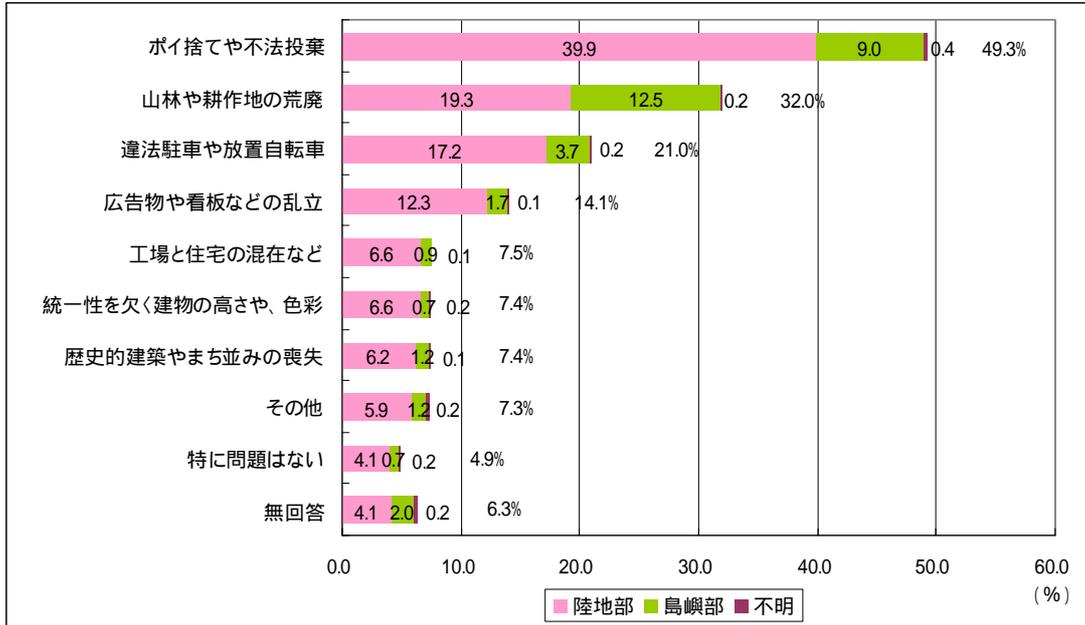


図 2-11 景観への問題意識

(3) 景観づくりへの意識

景観づくりへの関心

市民の多くは、景観保全・景観づくりに関心があります。

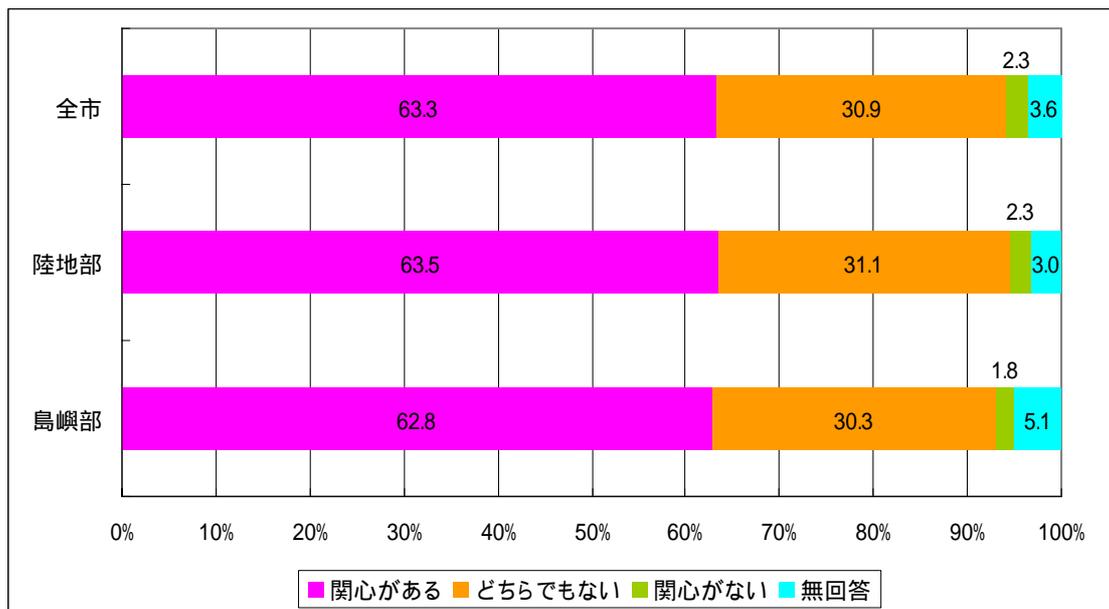


図 2-12 景観づくりへの関心

景観に関するルールの導入について

大部分の市民は、何らかの景観ルールの導入が必要だと感じています。行政の果たすべき役割としては、「全体的な目標や方針の提示」だと考えられています。

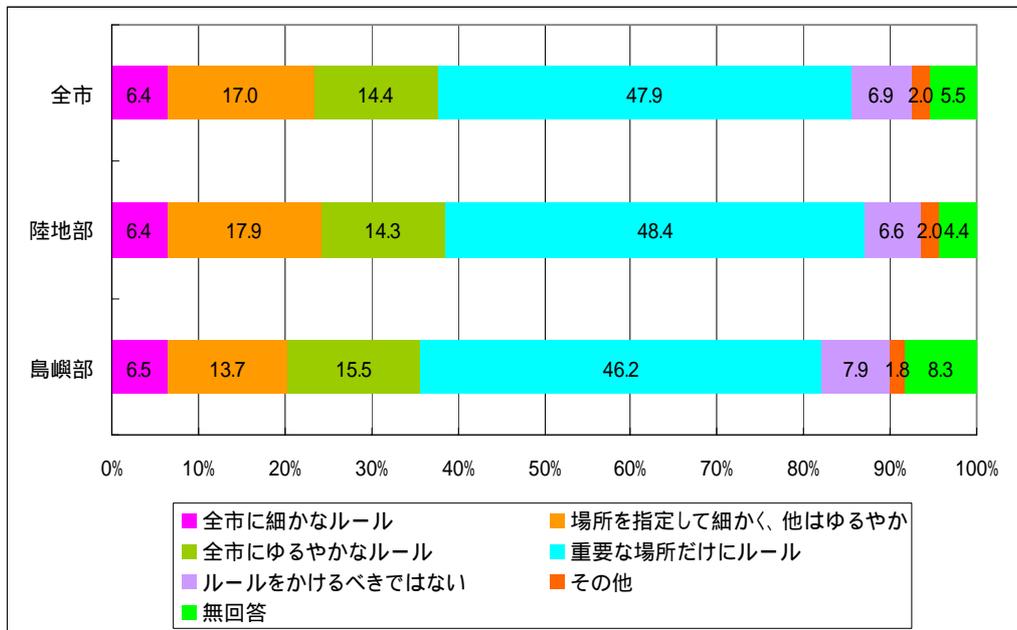


図 2-13 ルールの導入について

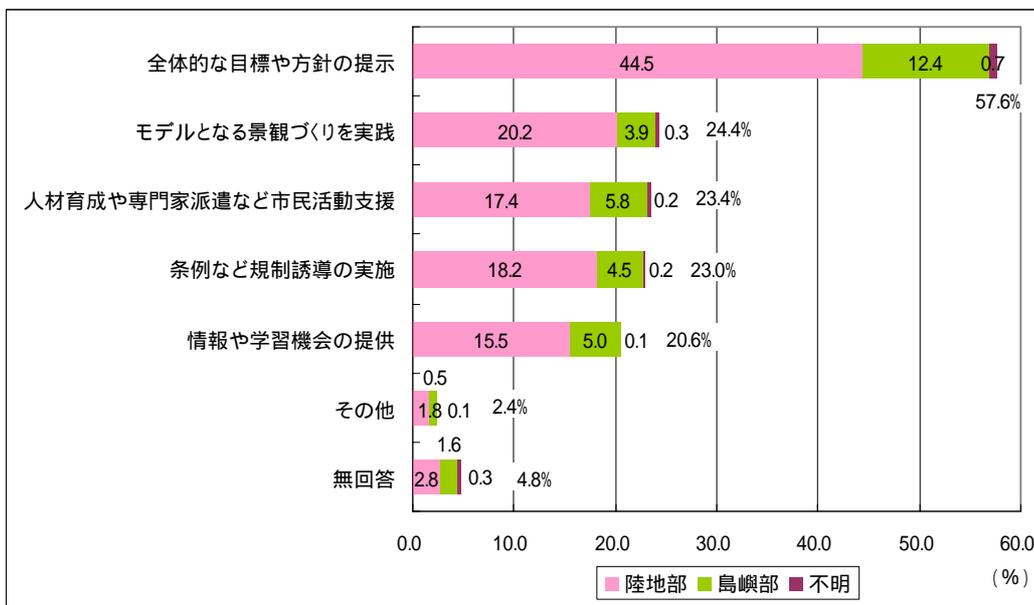


図 2-14 行政の役割

第3章 今治らしい景観とめざす目標

3 - 1 . 今治らしさ

今治市の景観特性は、多島海と自然海浜の渚線、緑豊かな山並みと渓谷美を備えた、他に類を見ない豊かな美しい自然景観が魅力となっており、その中に、時代の変化に応じて、人々が自然との共生の中で創り出してきた農漁村の集落景観、田園景観や造船所等の産業景観などが形成されています。

また、歴史ある寺社仏閣をはじめ地域の伝統行事、お遍路さんへのお接待など、地域が継承してきた歴史、文化的な景観があり、さらに、しまなみ海道の橋梁群、並木や個性のある近代建築物などの市街地景観、良好な環境を備えた新都市の整備など新たな景観が創出されています。

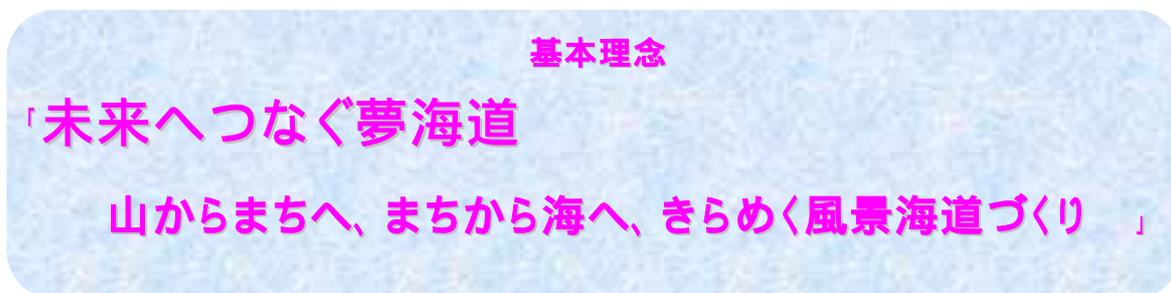
このように、「豊かな自然景観」、「歴史、文化景観」、「人と自然の共生景観」、「新たな景観」、「活気ある産業景観」に分類される多彩な5つの景観が、時代の変化に応じ、古いものと新しいものが対比し、融合する中で創られてきたことが“今治らしさ”といえます。



図 3-1 今治らしさ

3 - 2 . 景観形成の基本理念と基本目標

(1) 基本理念



基本理念は、今治市がもつ多彩な5つの景観を、山からまちへ、まちから海へつなぐことで、市域全体として、輝きを感じるような魅力的な景観づくりを推進していくことを表しています。

また、「つなぐ」には、景観資源をつなぐだけでなく、人と人をつなぐ、次世代へ、未来へ継承するという意味が込められています。

今後は、基本理念に基づき、今治市がもつ「豊かな自然景観」、「歴史・文化景観」、「人と自然の共生景観」、「新たな景観」、「活気ある産業景観」、それぞれの保全、再生、創造に取り組むとともに、ハードだけでなく、人々の心をつなぐ景観まちづくりを推進し、今治らしい景観を次世代へ継承していきます。



(2) 基本目標

以下の5つの基本目標に基づき、今治らしい景観の保全、形成を進めていきます。

今治の海、島、山の豊かな自然景観を守り育て次世代へ継承します。

海浜景観の保全、育成

今治市の景観上の特性は、何より海に恵まれた自然条件にあるといえます。陸地部の沿岸から島嶼部にかけて瀬戸内海国立公園に指定され、優れた自然海岸、岬、瀬戸等の景観資源が多数所在しています。

今治市の魅力となっている海浜景観の保全を図るとともに、官民協働による適切な維持管理の推進、海浜景観との調和を図った土地利用や建物デザインの誘導を行うなど、景観づくりを進めていきます。



越智諸島

海と緑の景観保全、再生、育成

海に面し豊かな緑地景観を構成する山林や田園は、今治市の優れた海浜景観を支える上で、とても重要な景観要素となっています。

海に島が浮かび、山並みと一体感のある豊かな自然景観は、今治市の景観の最大の特徴であり、他の都市にはない大きな魅力となっています。

海と緑の一体感を保全、形成していくために、荒廃している里山の再生や適切な維持管理に努めるとともに、自然景観に馴染む建物デザインや建物規模などの適切な誘導をはかり、海と緑の景観を生かした景観づくりを進めていきます。



唐子浜（桜井海岸）

渓谷景観の保全、再生、育成

山深い蒼社川の上流部において美しい渓谷景観を展開する鈍川渓谷は、今治市の山地系の自然景観を代表する貴重な景観資源となっています。渓谷沿いには古くからの湯治場としての歴史を有する温泉地が形成されており、渓谷景観と一体となって風情ある温泉街の街並みが形成されています。

山林や渓谷の自然を保全、再生に取り組むとともに、緑地・渓谷景観と調和する建築デザインの誘導を行うなど、渓谷景観を生かした景観づくりを進めていきます。



能島



鈍川渓谷

今治の歴史・文化を伝える景観を守り育て次世代へ継承します。

歴史資源周辺の景観の保全、育成

今治市のシンボルとなっている今治城は堀・石垣等の遺構が残され、天守が再建されるなど、今治市の歴史を代表する景観資源です。周囲に景観を阻害する高層建築などが無いことから、街中にありながら広々とした景観を感じることができ、堀端からは城が映えるシンボリック^{注3}な景観を形成しています。

また、日本総鎮守と呼ばれている大山祇神社は、鬱蒼とした社叢に囲まれており、境内においては周囲と隔絶した神聖な雰囲気空間が形成されています。

さらに四国八十八ヶ寺に指定されている6つの寺をはじめ、由緒ある寺社などが数多くあり、指定文化財や天然記念物に指定される巨樹があるなど、地域の歴史を物語る資源が数多くあります。

歴史資源がもつ歴史的景観や文化を守り、次世代に継承するには、資源単体の保全だけでなく、歴史資源を中心とした周辺の景観を含めた保全や歴史的事象を踏まえた資源の再生に取り組んでいくことが大切です。このため、歴史資源周辺の環境の保全、雰囲気を生かした街並みの形成の誘導、歴史的事象の掘り起こしなど、ソフト、ハードの両面から景観づくりを進めていきます。

地域の文化的景観の保全、継承、育成

今治市には、継獅子、お供馬の走り込み、御田植祭など、郷土の歴史、文化を伝承する行事の景観があります。また、四国八十八ヶ寺を巡るお遍路さんが行き交う景観、お接待の心は、四国全域で守り育てていく文化的景観といえます。

地域の伝統行事やお接待の心の継承など、人々の取り組みによるソフトの景観づくりを進めていきます。

注3：シンボリック

象徴的な様子のこと



今治城



大山祇神社



延命寺



獅子舞（船上継ぎ獅子）



お供馬の走り込み

長い歴史の中で培ってきた人と自然が共生する景観を守り育て次世代へ継承します。

集落景観の保全、育成

低地部及び山麓部は主に農地として利用され、水田や果樹園とともに農村集落が形成され、のどかな田園景観を形成しています。特に朝倉や玉川などには、緑豊かな田園景観が比較的によく残されています。また、島嶼部や高縄半島西側では、漁港に臨む急峻な山裾に漁村集落が形成されています。

これらの集落は、長い月日を人と自然が共生する中でできた景観であり、細い路地や木造民家、石垣、神社、井戸などが残され、昔ながらののどかな生活景観を形成しています。

のどかな生活景観の保全、育成を図るため、身近な景観資源の掘り起こしをはじめ、ゆるやかなルールづくりなど、住民主体の景観づくりを進めていきます。



山間部の集落



漁村集落（関前・岡村）

新たな魅力ある景観の創出を図り、次世代へ継承します。

中心市街地の顔づくり

今治城の城下町として発展をとげた今治市の中心市街地は、広域的な商業核として機能するとともに、中枢的な行政・文化施設などが立地し、今治市の中心的な都市機能を担っています。

中心市街地では、街路樹のある並木道や個性ある近代建築など、市民が誇りや愛着を感じる新たな景観が創出されており、今治市の顔としてふさわしい都市景観の形成をめざしていく必要があります。

街路樹の適切な維持管理、緑化の推進や快適な歩行者空間の整備、無電柱化や建築デザインの誘導等による洗練された街並みの形成など、新たな魅力ある景観創出を進めていきます。



市役所・公会堂



広小路

潤いある生活空間の維持、形成

今治市は戸建住宅を主体として、自然に恵まれた良好な住宅地景観が形成されています。

潤いのある生活空間の維持、形成をめざして、生活道路や公園等の生活基盤の充実を図り、生垣化の推進や落ち着いた色彩の街並みの形成など、景観の質の向上に向けた景観づくりを進めていきます。



新都市地区

海とともに発展してきた今治の活力ある産業景観を活用し、次世代へ継承します。

海事景観の活用、育成

今治市は海とともに発展してきた地域であることから、港や造船所などのある海事産業の景観が特徴的です。

クレーンや大型の船舶がひしめく活気ある景観は、今治市の海事都市としての特色が表れた代表的な産業景観といえます。

今治港には、内貿・外貿向けの港湾施設が整備され、その周囲には工場や流通系施設が集積し、産業系港湾の典型的な景観が広がっており、波方、菊間には、エネルギー基地が整備されており、貯蔵タンクが建ち並ぶコンビナートの景観が展開されています。

これらの産業景観を他の都市にはない資源として位置づけ、海事都市ならではの活気を感じる景観として、利活用を図っていきます。



波止浜港



国際コンテナターミナル
(今治港)

第4章 景観形成戦略

4 - 1 . 景観形成上の課題

(1) 豊かな自然景観の保全への課題

自然景観の役割

今治市の景観は、豊かな自然景観がベースとなっています。多様な海浜景観、海と山の一体感や多島景の眺望など、他都市にはない自然景観が、市民の郷土への愛着や誇りとなり、また観光において最も重要な資源となっています。

自然景観の保全の状況

計画的な土地利用、開発規制を行うしくみとして都市計画法があり、今治市では陸地部において、今治広域都市計画区域（今治地区、朝倉地区の一部、玉川地区の一部、波方地区の一部、大西地区の一部）と菊間都市計画区域（菊間地区の一部）が指定されています。このうち、今治広域都市計画区域については、市街化区域と市街化調整区域の線引きがなされ、開発に関する規制誘導が行われています。

檜原山を主峰とする山々と鈍川渓谷一帯においては、奥道後玉川県立自然公園に指定されており、自然公園法に基づき県による管理・保護が図られています。

また、海域一帯と島嶼部、陸地沿岸部の一部地域は、瀬戸内海国立公園に指定され、自然景観地域として、自然公園法に基づき国により管理・保護が図られています。



鈍川渓谷

自然景観保全上の課題

自然景観を保全するためには、一定規模以上の開発行為の規制や建築物等のデザインへの配慮などが必要となりますが、現在の法規制では、島嶼部や山間地は、都市計画区域外であり、また自然公園地域の指定も一部に限られていることから、開発行為に対する規制が緩く、自然景観や眺望を阻害するような開発行為が行われる可能性があります。

今治市の景観のベースとなる自然景観を保全するためには、景観を阻害するような開発行為などについて、事前に確認し、自然景観との調和を誘導するようなしくみの導入が必要です。



来島海峡

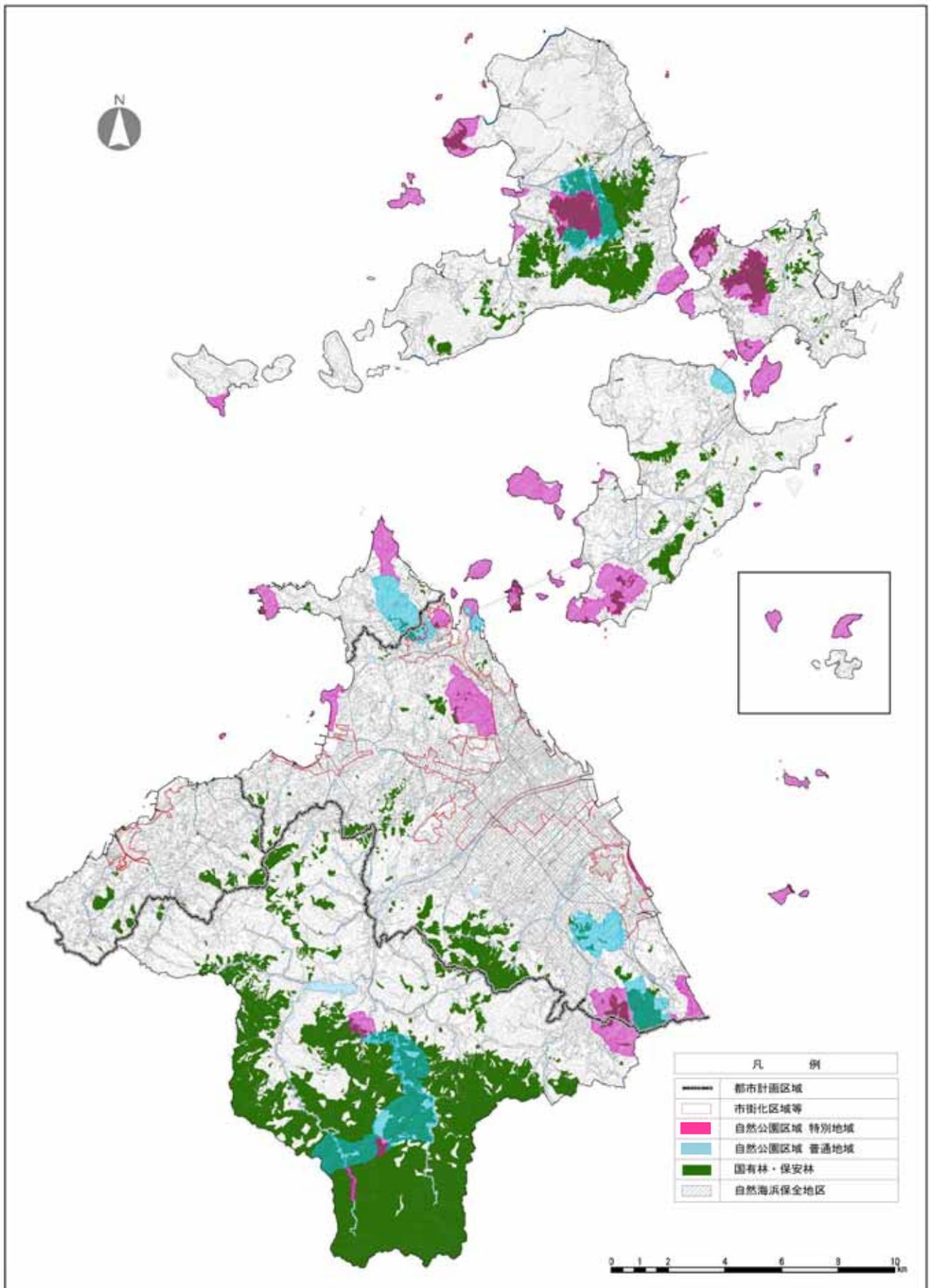


图 4-1 法規制状況图

【参考】既存の法規制による開発行為の規制

都市計画法 (都市計画区域)	市街化区域	・規模が <u>1,000 m²以上</u> の開発行為は市長の許可が必要。
	市街化調整区域	・原則としてすべての開発行為に市長の許可が必要。
	非線引き区域	・規模が <u>3,000 m²以上</u> の開発行為は市長の許可が必要。
	区域外	・規模が <u>10,000 m²(1ha)以上</u> の開発行為は市長の許可が必要。
自然公園法 (瀬戸内海国立公園)	特別地域	・工作物の新築、改築、増築や木竹の伐採、土石の採取等には環境大臣の許可が必要。 ・第1種特別地域以外では、一定の条件(高さ13m以下、敷地面積1,000 m ² 以上、建築面積2,000 m ² 以下等)を満足すれば建築行為は可能。
	普通地域	・一定規模(高さ13m、延べ面積1,000 m ²)以上の工作物の新築、改築、増築等に環境大臣の届出が必要。
森林法(国有林・保安林)		・立木の伐採、土地の区画形質の変更には、県知事の許可が必要。
瀬戸内海環境保全特別措置法 (自然海浜保全地区)		・建築物、工作物の新築、改築、増築や木竹の伐採、土石の採取等には県知事に届出が必要。

(2) 貴重な景観資源の保全、活用への課題

景観資源の保全の状況

今治市には、豊かな自然景観と寺社仏閣をはじめとする歴史的な建造物や伝統行事など、地域の歴史を伝える貴重な景観資源を数多く有しています。

自然景観は、海岸線や山並みの一部は自然公園などとして保全され、また歴史資源は、文化財等に指定されており、今後も保全されていくことになります。しかし、自然公園区域は一部の区域に限定され、周囲の市街地や田園などまでは含まれていません。また、文化財指定は、建物や所蔵品などが単体で指定されていることから、施設全体やその周辺の環境について保全されているわけではありません。

景観資源の保全、活用上の課題

貴重な景観資源をよりよい形で継承していくには、資源単体の保全だけでなく、その周辺を含めた環境の保全が重要です。また、資源がもつ歴史的事象の物語も含めて、後世へ継承していく必要があります。

地域の景観資源を中心に、周囲の景観づくりへと展開することが魅力あるまちの活性化への第一歩となります。今治市では、貴重な景観資源を活用し、魅力ある景観づくりへ展開するためのしくみづくりが必要となっています。



自然の渚線と背景の山並み、街並みの調和を保全、形成していく必要がある



歴史的資源周辺の街並みを保全、形成していく必要がある

(3) 身近な生活景観や産業景観への気づきへの課題

今治市の景観の魅力

今治市には、美しい自然景観や歴史的資源のある景観などの特別な景観以外に、人と自然が共生し、培ってきた素晴らしい生活景観、産業景観を有しています。

入り江の漁港を中心に形成された漁村集落景観、田園と山裾の集落、山地が一体となった農村集落景観など、のどかな生活景観や、地形や自然条件を生かして発展してきた海事産業の活気ある産業景観などがあります。

それらの何気ない景観が、他都市にはない今治市の景観の魅力であり、市民が愛着をもつ景観といえます。

身近な景観に保全、活用上の課題

景観は日々変化していくことから、市民が意識していない景観は、ある日突然、失われる可能性があります。実際に、自然景観に馴染まない屋外広告物や建物等により、全国どこにでもあるような同じ景観となり、今治らしさが失われつつあるところもあります。

市民一人一人が、日頃、何気なく見ている景観を改めて見直し、今治らしい生活景観、産業景観の大切さに気づくことからはじめ、身近な景観の保全、形成へと発展させる必要があります。



自然と共生してきた生活景観の保全、継承



今治市の活気を象徴する産業景観の活用

4 - 2 . 景観形成の展開方針と目標年次

今治市が持つ景観特性と景観形成上の課題を踏まえ、次の5段階で景観形成を展開していきます。

「景観の基礎づくり」として第1、2段階に取り組み、「景観づくりの発展段階（第3段階）」、「景観づくりの成熟段階（第4段階）」を経て、「景観づくりの定着（第5段階）」をめざします。

目標年次は、20年後の**2028年**とし、今治らしい景観の保全、形成をめざしていきます。

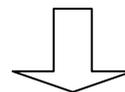
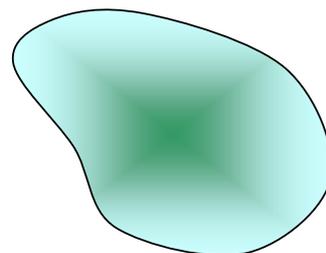
景観の基礎づくり

第1段階：景観のベースとなる自然景観の保全

今治市の景観のベースとなる自然景観を保全するため、自然景観を大きく阻害することがないように、自然景観に配慮したデザインに誘導するルールの導入を図ります。

また、自然の再生や適切な維持管理を行えるようなしくみの導入もあわせて検討します。

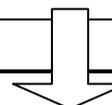
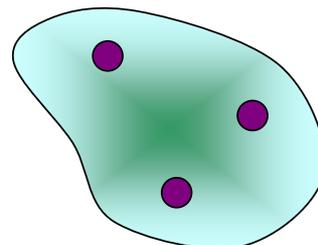
目標年次：2011年



第2段階：地域、地区の個性を特徴づける景観資源の保全

地域、地区の個性を特徴づける景観資源を市民共通の財産として位置づけ、景観重要建造物等により保全を図るとともに、景観資源の周知を図り、市民の景観づくりへの機運を高めます。

目標年次：2013年

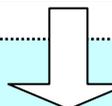
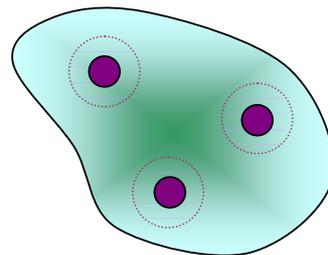


景観づくりの発展段階

第3段階：景観資源を中心とした周囲の景観づくりの推進

第2段階で設定した景観資源を中心に、その周辺の自然、街並みを含めた景観づくりを推進し、今治らしい景観を感じる地域を広げていきます。

目標年次：2018年



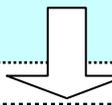
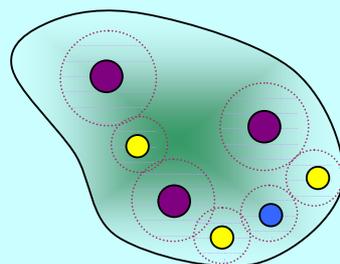
景観づくりの成熟段階

第4段階：身近な生活景観、産業景観周辺において景観づくりの推進

代表的な景観資源周辺だけでなく、身近な生活景観や産業景観などの周辺において、市民が景観づくりを推進できるしくみを導入していきます。

また、景観づくりを推進している地域、地区を、人と人の交流によって結び、様々な地域で今治らしさを感じるようになることをめざします。

目標年次：2028年



定着段階

第5段階：市域全体が“今治らしい”景観づくりの定着

市内のあらゆる地域、地区で景観づくりが活発化し、市域全体が“今治らしい”景観となることをめざします。また、これまでの景観づくりについて検証を行い、持続発展的に景観づくりを推進していきます。

4 - 3 . 景観形成重点地区

景観形成の第3段階では、景観資源を中心に、その周辺の自然、街並みを含めた景観づくりを推進していきます。

この第3段階での取り組みを、先行的、優先的に取り組む地区を重点地区として位置づけます。重点地区では、市民、事業者、行政の協働による面的な景観づくりを、行政が先導してモデル的に進めていきます。

(1) 重点地区選定の考え方

重点地区は、基本理念に掲げた今治市を構成する5つの景観のうち、特に景観法の活用により効果的に景観の保全、形成が行える「豊かな自然景観」、「歴史、文化景観」、「新たな景観」から地区を選定しました。

重点地区は次に示す3つの条件を満たす地区を選定しています。

- a.市民が大切だと感じる資源を有する地区（市民アンケート結果など）
- b.他都市にはない魅力や個性を有する地区
- c.市内において地域、地区の個性を象徴している資源を有する地区

表 4-1 景観形成重点地区

地区区分	重点地区
豊かな自然景観	・しまなみ島嶼部 ・鈍川渓谷周辺地区 ・桜井海岸周辺地区
歴史、文化景観	・大山祇神社周辺地区 ・今治城周辺地区
新たな景観	・丹下健三建築群と周辺地区 ・今治新都市地区

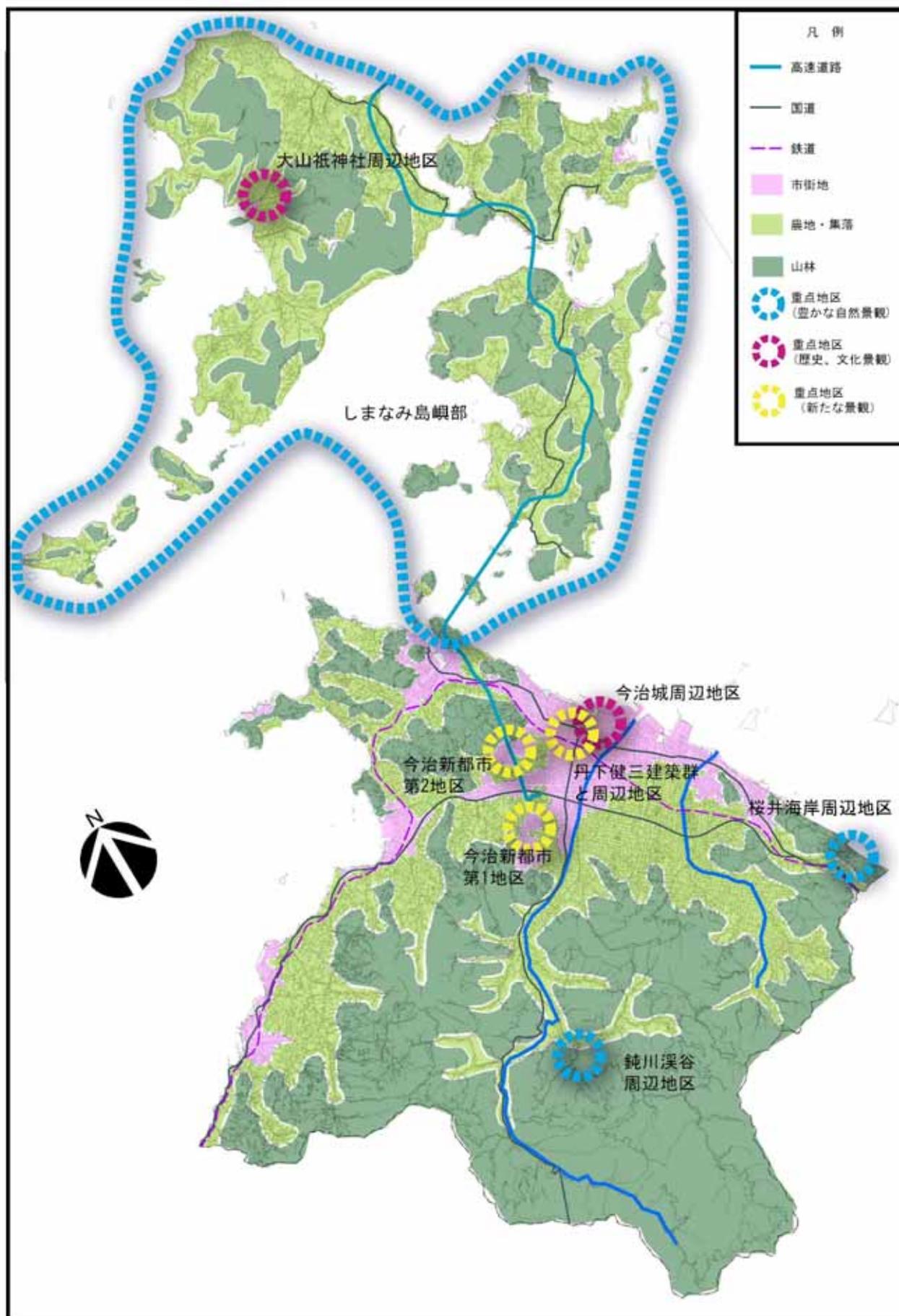


图 4-2 重点地区位置图

【参考】重点地区の良いところ

第3回検討委員会では重点地区の現地視察を行い、委員の皆様から重点地区の”良さ“について意見をいただきました。

今治城周辺地区

- ・ 海事都市にふさわしい、潮の干満の影響を受ける汽水域に造られた堀。
- ・ 堀の水が非常にきれいに保たれている。
- ・ 石垣、犬走りに特徴がある。
- ・ 近世の水城の発祥の地であるソフトの広報が大切。
- ・ 空が広く見える、広がりのある景観。
- ・ お堀の水面に好ましくないものが映りこんでいない状態。

新都市地区

- ・ 道路などの公共空間がよく整備されている。
- ・ 21世紀型の里山を取り込んだような住景観。
- ・ 統一されたきれいな建物群。
- ・ 落ち着いた街並み。

しまなみ海道

- ・ 鳥の目線のような鳥瞰的に島を渡っていく景観がすばらしいので、視点場の保全が大切である。
- ・ 橋と島々の美しい景観。
- ・ 空と海と里山という生活の場と橋のコントラスト^{注4}。
- ・ 大規模な産業施設はダイナミックな地域固有の景観として良い。

大山祇神社周辺地区

- ・ 神社の圧倒的な存在感。神聖な気持ちになる空間。
- ・ 神社近隣の集落の石積みに特徴があり、共通した石積みにより、まとまり感のある集落景観を形成している。
- ・ 海の神様ならではの港の鳥居と参道を生かしたほうがよい。



新都市地区の視察の様子



大山祇神社近隣の集落の視察の様子

注4：コントラスト

明暗の差や色彩の対比・対照のこと

第5章 景観形成アクションプラン

5 - 1 . 景観形成施策

基本目標ならびに景観形成上の課題を踏まえ、「第4章 景観形成戦略」に定めた第1段階から第4段階における取り組みを10の景観形成施策として位置づけます。

本章では、行政が主導的、先導的に取り組む施策を示していますが、市民の自発的な景観づくりについては、既存のまちづくり支援制度*などを活用して、随時、積極的に支援していきます。

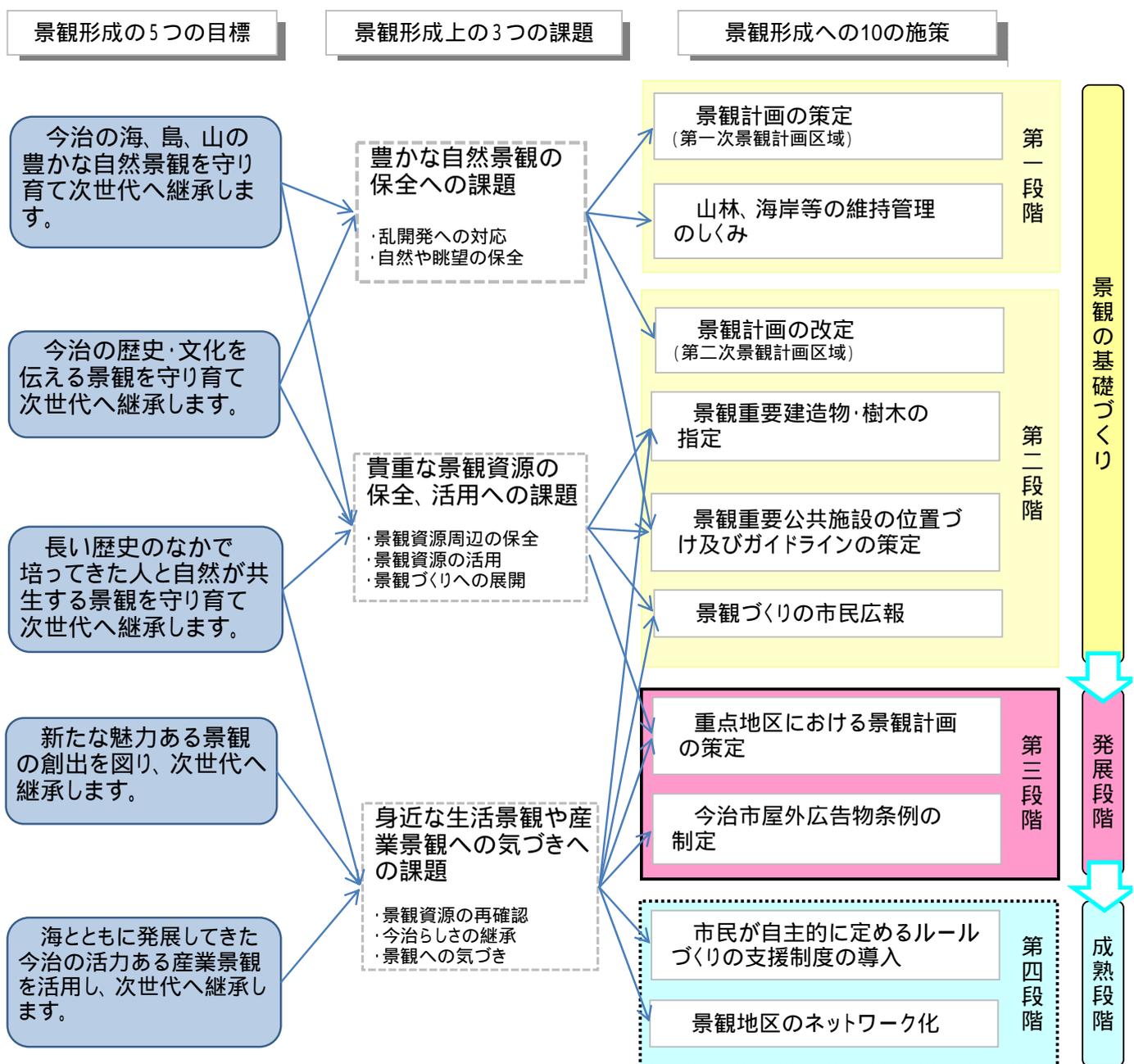


図 5-1 施策の体系

* 協働推進事業（市民まちづくり推進課）

景観の基礎づくり

景観計画の策定（第一次景観計画区域）

今治市の景観のベースとなる自然景観を保全するため、自然景観を大きく阻害するような大規模な開発行為等の景観への配慮を誘導するしくみを導入します。

現段階では、眺望景観や自然景観を阻害するような大規模な建物等はありませんが、今後の開発によっては阻害される可能性があります。また、一部では自然景観と調和しない屋外広告物の増加や土石採取地の山肌の露出など、美しい景観が失われつつあります。

このため、まず、現在 1ha 以上の大規模な開発行為しか届出が義務づけられていない都市計画区域外の地域において、景観法などを活用した届出制度を導入します。

あわせて、自然景観に配慮するにあたっての指針となる基準を設けて、適切な開発行為、建設行為の誘導を行っていきます。



山林、海岸等の維持管理のしくみ

美しい自然景観を再生・保全していくには、適切な維持管理が必要です。しかし、里山の利用が減り、人と山林の関わりが少なくなる中で、竹林が増えるなど美しい山林が失われつつあります。また、海岸などではごみの投棄など、自然景観を阻害する行為も見受けられます。

山林、海岸などの自然景観の維持管理には、市民、事業者、行政の連携と協働が必要です。既に農林水産事業として、“ボランティア植樹”や“海岸の清掃活動”など市民による自然環境の維持活動が行われています。

自然景観の維持管理について、市民、事業者理解と協力を求めていくとともに、活動に対する表彰制度を設けるなど、市民、事業者、行政の協働による活動が活発化するようなしくみを導入していきます。



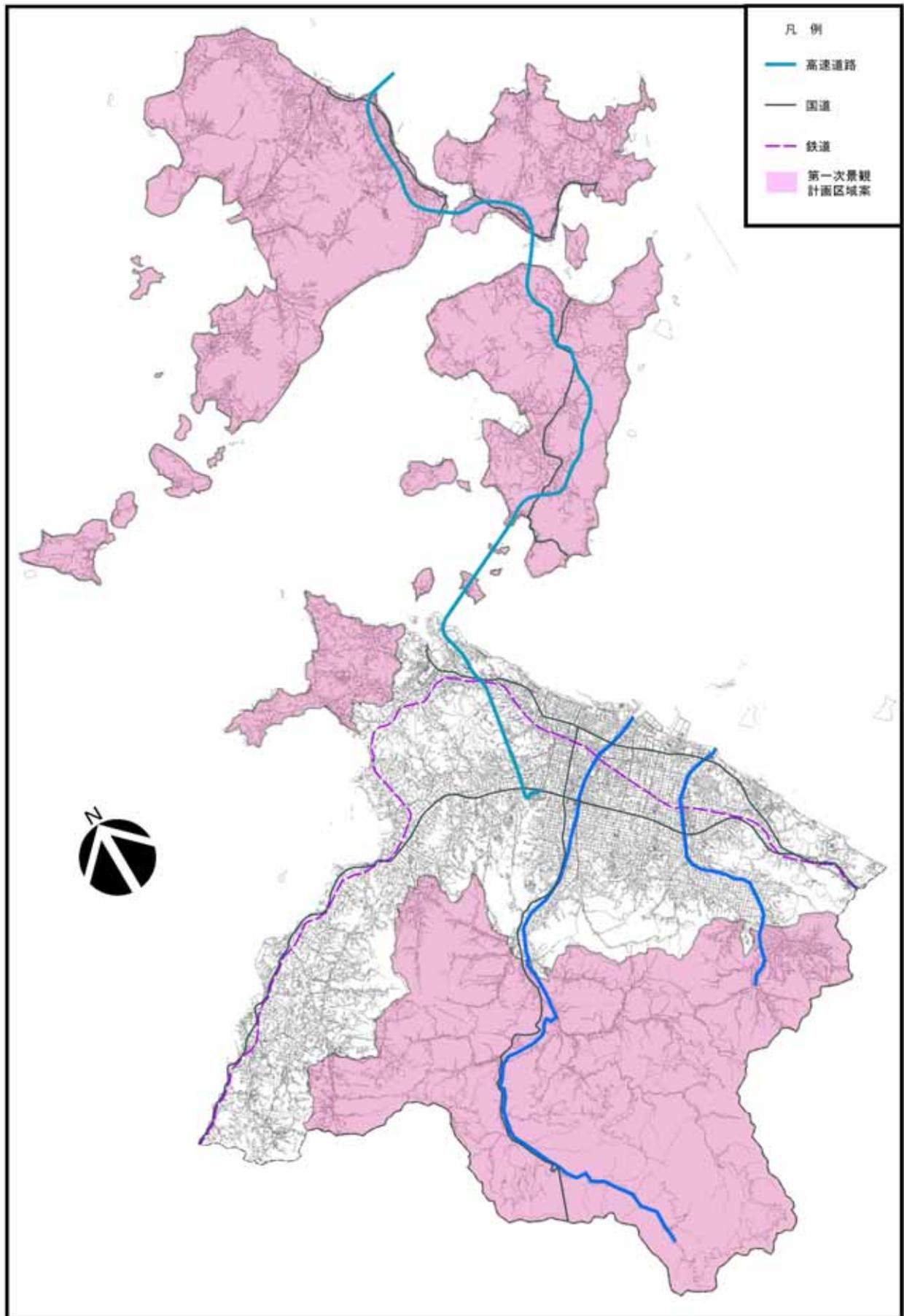


图 5-2 第一次景観計画区域案（都市計画区域外を対象）

景観計画の改定（第二次景観計画区域）

市域全体を対象に、今治らしい景観の保全、形成を推進していくために景観法に基づく景観計画区域を市域全体に広げます。

市民が誇りに思い、大切だと感じる、今治の景観が阻害されないよう、大規模な開発行為を対象とした建築物や工作物のデザインや色など誘導を図っていきます。

景観重要建築物・樹木の指定

自然公園法や文化財保護法により、貴重な自然空間や歴史・文化資源の保存に今後も努めていくほか、文化財などには該当しない資源について、景観法に基づく「景観重要建築物」や「景観重要樹木」の指定を行い資源の保全を推進していきます。

【参考】景観法に基づく景観重要建築物、景観重要樹木の指定

景観法に基づく、景観計画区域内において、良好な景観の形成に重要な建築物や樹木を指定することができます。指定された建築物や樹木は、景観行政団体の長（市長）の許可を受けなければ現状変更ができません。

（指定の条件）

景観計画に定める景観重要建築物、樹木の指定の方針に即するもの
国土交通省令に定める基準に該当するもの（建築物のみ抜粋）

- ・ 地域の自然、歴史、文化等からみて、建築物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

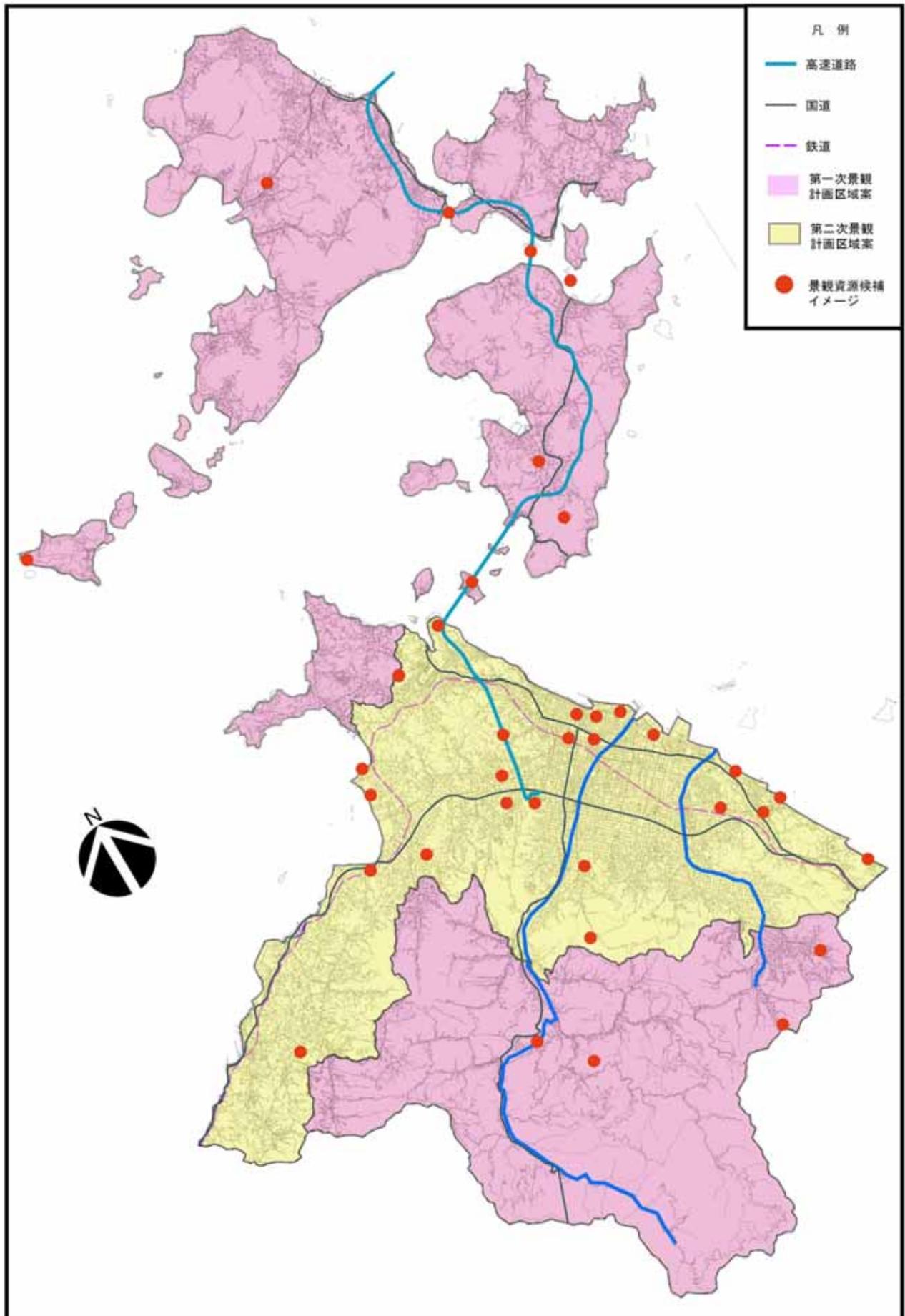


図 5-3 第二次景観計画区域案(区域の拡大と景観資源の保全)

景観重要公共施設の位置づけ及びガイドラインの策定

行政が管理、整備している港湾、河川、道路、土木構造物などの都市基盤は、景観の骨格となるものです。しかし、必ずしも景観に配慮されていないのが現状であり、整備年度の違いによるデザインの不統一や、整備後の維持管理の問題など、様々な課題があります。

主要幹線などまちの景観軸となるような公共空間は、景観法による景観重要公共施設の整備の考え方を示していきます。

また、地域の景観に大きな影響を及ぼす公共事業を行う際に、景観づくりの視点から検討、検証を行うしくみや考え方を周知するため「(仮称)今治市公共施設整備景観ガイドライン」を策定します。

本ガイドラインでは、港湾、河川、道路など公共施設別に景観配慮の基本的な考え方を示していくとともに、市が自ら行う事業において率先して景観に配慮していくための手続きや体制などを検討していきます。

【参考】公共施設に関わる各種ガイドライン

「河川景観の形成と保全の考え方」平成 18 年 10 月 国土交通省河川局

「海岸景観形成ガイドライン」平成 18 年 1 月

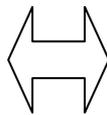
国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農村振興局・水産庁

「道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説」平成 17 年 7 月
(財)道路環境研究所

「グリーンマネジメントガイドライン」平成 18 年 3 月
国土交通省近畿地方整備局



季節感を感じる並木道



強剪定された並木



連続した植栽が美しい道路

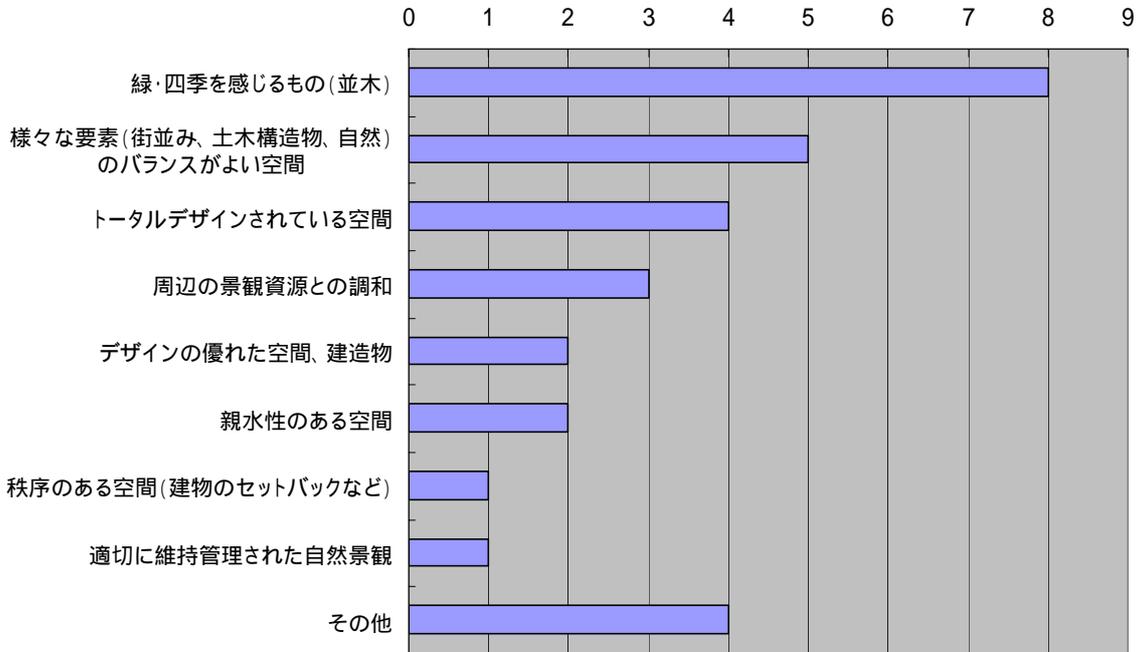


舗装の質が不連続な歩道

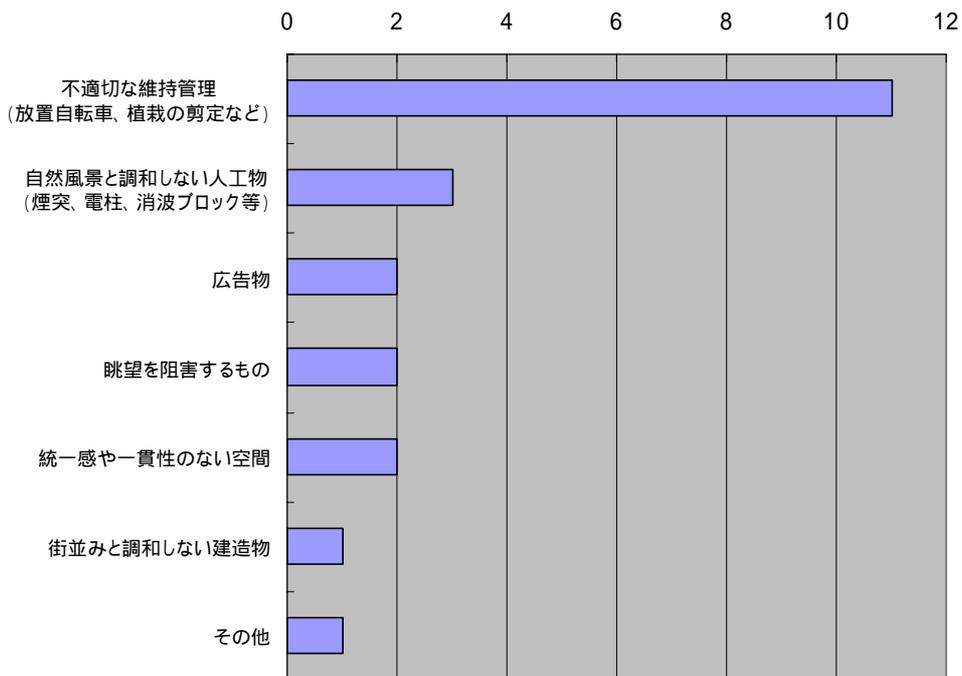
【参考】今治の公共景観（庁内作業部会の検討結果より）

良いと感じる公共景観と問題だと感じる公共景観は、同じ景観が相反する結果となっています。

良いと感じる公共景観



問題だと感じる公共景観



景観づくりの市民広報

景観づくりを進めていくには、市民一人一人の理解と協力が必要です。市民の景観づくりへの関心は比較的高い傾向にありますが、景観づくりを実行していくには、さらなる機運の高まりが必要です。

このため、市内にある景観資源の情報発信をはじめ、景観づくりの先進事例紹介や、景観づくりに関する質問の受付など、双方向型の市民広報に取り組んでいきます。

また、既存の表彰制度(今治市まちなみ景観賞)の充実を図り、建物などだけでなく、景観にかかわる市民の活動などを積極的に表彰していきます。

さらに、将来を担う子どもたちに、今治の景観資源を知ってもらい、今治の景観の魅力の理解や故郷への愛着を育むような取り組みも必要であると考えています。

【取り組み例】

- 市のホームページにおいて景観資源の紹介
- 景観に関する出前講座の実施
- 景観づくりの表彰制度(今治市まちなみ景観賞の拡充)
- 小学生向けの景観づくり読本の作成
- 景観づくりに関する質問窓口の設置 等々



知ってる？いまばり

平成19年度 今治市まちなみ景観賞にご応募ください

「今治市まちなみ景観賞」は、周辺の環境と調和したまちなみ形成に貢献すると認められる建物およびそれに付属する生け垣、植樹などを表彰し、緑豊かな魅力あるまちづくりを推進することを目的に設けられています。

表彰の対象

1. まちなみの景観をリードし、魅力ある都市景観を創造するもの
2. 敷地内に緑地空間を適切に配置し、まちなみと融合し調和のある修景をかもし出しているもの
3. 建築物の立地する周辺を一体的にとらえ、その地域の歴史性またはそのほかの特性に調和するもの
4. 市街地周辺の水、緑などに代表される優れた自然景観に調和するもの
5. そのほか今治らしいまちなみを形成するもの

市民の皆さんの推薦の中から審査の上、表彰します。

対象建築物など

平成17年1月1日～平成19年12月31日までに完成または完成予定の市内の建築物(すでに表彰されたものを除く)

※ただし、表彰の対象の付属する生け垣、植樹などに該当するものについては完成年月日は問いません。※応募件数が少ない場合には、次年度に繰り越すことがあります。

受付期間

12月3日(日)～平成20年1月31日(木) (執務時間中)

応募書類

- 推薦書 ※本庁建築指導課(第2別館6階)にある所定の用紙
- 写真(キャビネットなどで周辺も含めて撮影したもの)

応募・問合せ 〒794-8511(住所不要) 今治市役所建築指導課 ☎ 0898-36-1566 FAX 0898-25-2045

平成19年度 今治市まちなみ景観賞

受賞建築物が決定しました

今治市では、市街地の美観を保持、歴史的環境と調和した街並みづくりに貢献していると認められる建築物を毎年表彰しています。今年も市民の皆さんに推薦していただいた建築物を、今治市デザイン会議で選考した結果、次の建築物が選ばれました。



日本食研K O宮前工場
工場地等にありながら、工場に見えない、ヨーロッパを思わせるような美しい外観をしています。窓枠や屋根の上などにいるような彫刻が施されており、建物の周囲まできめ細かなデザインになっています。



みどり幼稚園
鉄筋コンクリートの建物でありながら、花や柱など木の温もりを感じられる建物になっています。窓も大きく開放的で自然光を多く取り入れることができ、異国の風景にもよくなじんでいます。

表彰式は4月18日(土)に行われ、施工主には表彰状と表彰状が、設計者、施工者には表彰状が市長から贈呈されました。

受賞された作品のパネルを5月22日(木)まで、今治市役所1階市民ロビーに展示しています。

問合せ 本庁建築指導課 ☎ 0898-36-1566 FAX 0898-25-2045

今治市まちなみ景観賞

景観づくりの発展段階

重点地区における景観計画の策定

第4章で選定した7つの重点地区を対象に、地区別の景観計画策定に取り組みます。市域全体を対象とした景観計画区域を区域区分し、地区別の景観形成基準を定めるなど、地区の個性ある景観を保全、活用するための計画を策定します。

景観に関する学習会などを実施しながら、景観づくりへの機運の高まった地区から計画策定に着手していきます。策定にあたっては、景観資源の掘り起こし、景観づくりの目標の共有、景観づくりに関するルールづくりなど、住民参加型で段階的に取り組んでいきます。

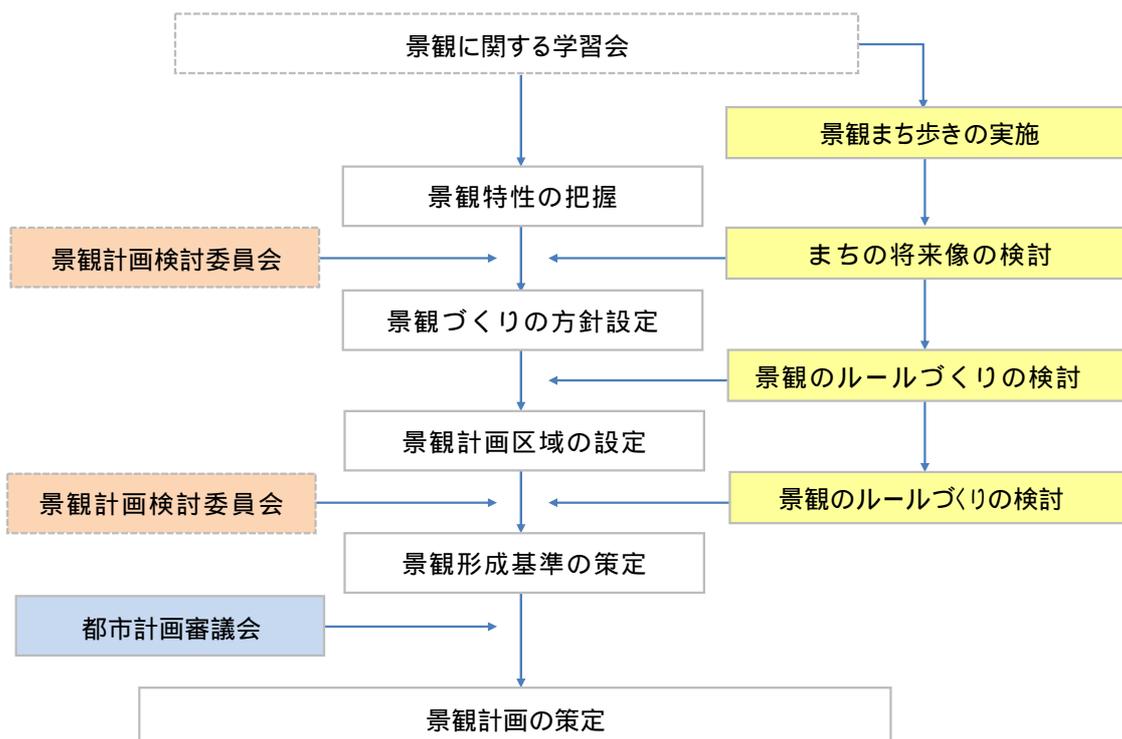


図 5-4 景観計画策定のながれの例

【参考】重点地区の景観づくりの課題（第3回検討委員会の結果より）

第3回検討委員会では重点地区の現地視察を行い、委員の皆様から重点地区の景観上の問題点や必要なルールについて意見をいただきました。

今治城周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 堀に隣接しているマンションは、建替時には、城の景観を阻害しないような注意が必要。 建物のデザインだけでなく、似つかわしくない土地利用も避けるべきでは。 今治城の特徴である石垣の犬走りの視点から鑑賞できるような場所が必要。
今治新都市地区	<ul style="list-style-type: none"> 新都市からの眺望が大切。新都市周辺の街並みが気になる。 街並みに今治らしさを感じない。新都市をブランド化していけば、雰囲気のある街並みが出来上がっていくのでは。
しまなみ島嶼部	<ul style="list-style-type: none"> 石切り場で山が荒れているところが目についた。法面の緑化などを考えていく必要がある。 道路沿線の合間に虫食いのように伐採や採掘などで山肌が見えているところが増えないようにすることが大切。 赤い屋根など目に付く建物が気になる。 インターチェンジの周辺など、乱雑な屋外広告物が気になる。
大山祇神社周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 神社内は神聖な雰囲気を感じるが、一步外に出ると違和感がある。神社が活かされるような景観づくりが必要。 神社周辺の看板類は、神社の品格を損なっている。 本来の参道からアクセスするような誘導が必要である。 門前町が賑わうようなまちづくりが必要。大山祇神社と美術館が連携し、周遊型の観光を考えていく必要がある。 隣接する集落では、石積みがあることで景観にまとまりを感じる。そのようなものを残していくことが、景観を、地域らしさを残していくことになる。



大山祇神社周辺の屋外広告物



港からの参道（大山祇神社）

今治市屋外広告物条例の制定

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素です。しかし、地域個性に関係なく掲げられた広告物は、美しい景観の阻害要因になっています。

住宅専用地や主要道路沿道は、愛媛県の条例により一定の規制が設けられていますが、実際に目にするまちの景観では、気になる屋外広告物が多数存在しています。

このため、今治の景観づくりにあわせた、きめ細やかなルールを定めていくために、今治市屋外広告物条例の制定を行います。

【参考】屋外広告物の現状と課題（庁内作業部会の検討結果より）



交差点付近に乱立する屋外広告物



道路沿道に乱立する屋外広告物



インターチェンジ周辺に乱立する屋外広告物
（島嶼部）



インターチェンジ周辺に乱立する屋外広告物
（陸地部）

禁止区域の見直しに向けての検討事項

- ・ マスタープランで定めた重点地区周辺は禁止区域に指定することを検討
- ・ インターチェンジなど玄関口となるような場所は、デザインを誘導するなどの規制が必要
- ・ 禁止する区域と設置を緩和する区域など、ゾーンで規制の強弱を設けることを検討

設置基準の見直しに向けての検討事項

- ・ 色彩に関する基準の導入を検討
- ・ 広告物のデザインを誘導するような基準の導入を検討
- ・ 高さや面積についても基準を強化する方向で検討

景観づくりの成熟段階

市民が自主的に定めるルールづくりの支援制度の導入

様々な地区で景観づくりを推進していくには、市民が景観づくりを身近に感じ、気軽に楽しみながら取り組む環境づくりが必要です。

景観法や都市計画法には、景観協定^{注5}や地区計画など市民が主体となって定めるルールづくりの制度がありますが、全員の同意が必要であったり、手続きが複雑であったりなど、少しハードルが高く感じる人も多いと考えられます。

このため、法に基づくルールだけでなく、市民が比較的容易にルールを定めることができる制度の導入や、ルールづくりにアドバイザーを派遣するなど活動を支援する制度などの導入を図っていきます。

景観地区のネットワーク化

景観づくりが市域全体に広がっていく中で、今治の景観を楽しむルートづくりや、景観づくりに取り組む地区の相互交流の促進など、ソフト的な取り組みで景観地区のネットワークを形成していきます。

景観ルートづくりにおいては、展望台から眺める静的な景観の楽しみ方だけでなく、自動車や自転車、船などに乗り、移動しながら楽しむ動的な景観について、今治の新たな魅力として発信していきます。



注5：景観協定

良好な景観形成に関する住民の協定に法的拘束力を持たせるために、景観法に規定された協定のこと

5 - 2 . 推進体制

景観づくりを推進するには、市民、事業者、行政の協働体制の構築が必要不可欠です。今治市では、これまで「市民活動センターの設置」、「市民活動補助金制度」など、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めてきました。また、関連事業において、海岸の清掃事業や植樹事業など、市民の自主的な活動を支援しています。

景観づくりにおいても、市民、事業者の活動を支援していくとともに、庁内の連絡体制や執行体制も強化していきたいと考えています。また、市民、事業者、行政が互いの情報を交換し、共有するとともに、一緒に景観づくりについて考えていける協働の場を設けて、推進していきたいと考えています。推進体制のイメージは次のとおりです。

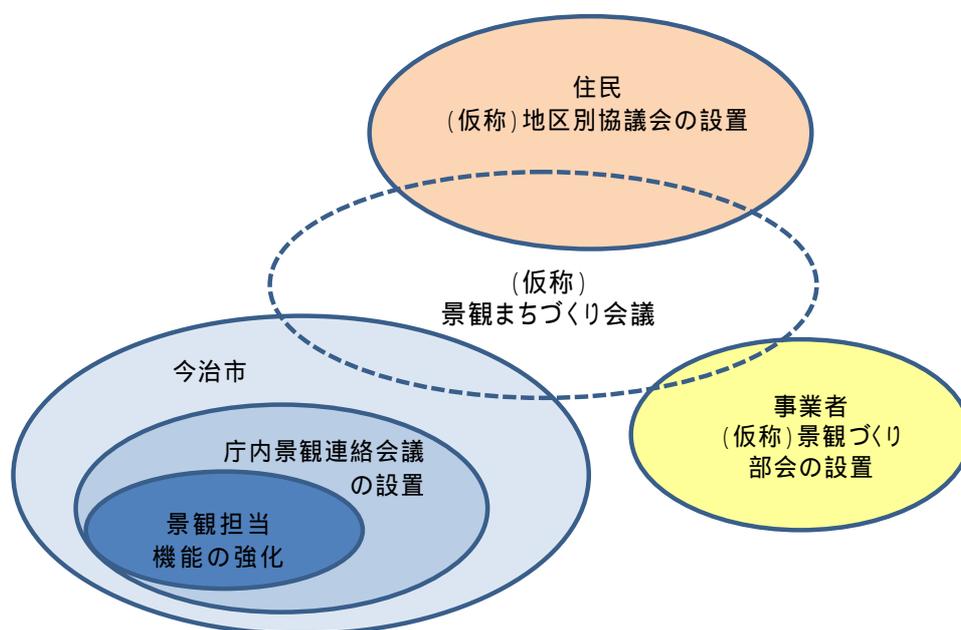


図 5-5 推進体制イメージ

(1) (仮称) 景観まちづくり会議

今治市の景観づくりを多様な視点で審議し、方向性を示していく場として「(仮称) 景観まちづくり会議」を設置していきます。本会議は、景観形成アクションプランで位置づけた「景観計画の策定」をはじめ各種施策の実施に向けて、市民、事業者、行政が協働で検討していく場として機能します。

このため、景観づくりの専門家をはじめ、市民代表、事業者代表、関係行政団体ならびに今治市等により構成していきます。

また、ICPC(今治シビックプライドセンター)や観光振興組織などとも連携して、各分野で取り込まれるまちづくりの中で、景観に関することについて協議、調整を図る場としても機能させていきます。

(2) (仮称) 地区別協議会の設置

重点地区など地区別の景観づくりに取り組む組織として、地区住民を中心に「(仮称) 地区別協議会」を設置していきます。

本協議会では、地区の景観資源の掘り起こしなどの啓発活動をはじめ、景観計画の策定など協議を行う場として機能させます。

(3) (仮称) 景観づくり部会の設置

景観づくりには事業者の協力が不可欠なことから、景観に関わりのある建設事業者、広告物事業者などを中心に、今治市の景観づくりについて考える部会の設置を推奨していきます。

事業者の代表として、(仮称) 景観まちづくり会議に協力するほか、行政などと連携して関係事業者の景観づくりへの意識啓発活動に取り組んでいきます。

(4) 庁内の機能強化

景観担当の機能強化

景観づくりを今後推進していくため、景観担当者の増強など、担当機能の強化を図っていきます。

景観法に基づく景観計画の策定をはじめ、重点地区等における住民との協働の景観づくりを推進していくには、景観に関する専門知識を備えた担当者を増やし、機動力のある体制を整えていく必要があります。

(仮称) 庁内景観連絡会議の設置

景観づくりは多岐の分野に関連するため、庁内の関係部局の理解と連携が欠かせません。本マスタープランの策定においても、庁内作業部会を設置し、各部署の視点から意見交換を実施しました。

引き続き、景観法に基づく景観計画の策定や公共施設の景観ガイドラインの策定、主要プロジェクトにおける景観づくりの推進など、庁内の横断的な調整、連携が必要になることから、「(仮称) 庁内景観連絡会議」を設置していきます。

【参考】景観法における国、地方公共団体、事業者、住民の責務

景観法には、基本理念ならび国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明確に位置づけています。

（基本理念）

- ・ 良好な景観は、美しく風格ある国土の形成と潤いある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- ・ 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行わなければならない。

【国の責務】

国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【事業者の責務】

事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

【住民の責務】

住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

5 - 3 . 景観づくりの実現に向けて

今治市景観マスタープランは、目標年次を 2028 年とし、景観づくりの基礎づくりからはじめ景観づくりが定着するまで段階的に取り組んでいく予定です。10 の景観形成施策は、主に行政が主体的に取り組むことを位置づけました。

今治市は、このマスタープランに基づき、50 年後、100 年後の次世代が、今治らしい景観に愛着や誇りを感じ、「未来へつなぐ夢海道～山からまちへ、まちから海へ、きらめく風景海道づくり～」が実感できるよう、景観づくりを“今”スタートします。

しかし、景観づくりを実行していくには、市民、事業者の理解と協力が不可欠です。市民、事業者、行政が連携し、協働し、景観づくりを楽しめるように配慮し、取り組んでいきます。

市民の合意形成

- ・景観計画の策定にあたっては、建築行為などに関するルールづくりを行います。ルールづくりは市民がその必要性を感じ、理解し、協力していくことが不可欠です。
- ・第 1 段階、第 2 段階での取り組みでは、市域全域を対象としており、広く市民の合意形成に取り組んでいきます。

市民の景観づくりへの機運の向上

- ・アンケート調査では、市民は景観づくりに関心が高いと結果が示されましたが、実際に取り組んでいる地区は少ない状況です。
- ・市民が景観に関心をもち、さらに自主的な活動を起こすような、きっかけを提供していきたいと考えます。

景観づくりを通じて今治市への愛着や誇りの育成

- ・景観計画は、建築物などの規制を行うために策定するものではありません。景観計画の策定を通じて、市民一人一人が、今治の景観を再確認し、今治らしい景観を守り育て、次世代へ継承したいという思いを計画として、とりまとめていきます。
- ・さらに、さまざまな景観づくりを通じて、市民が今治のまちに愛着や誇りを感じ、人々の笑顔や交流が増え、まちが活気づくような取り組みを行っていきたいと考えます。

今治らしい取り組みの展開

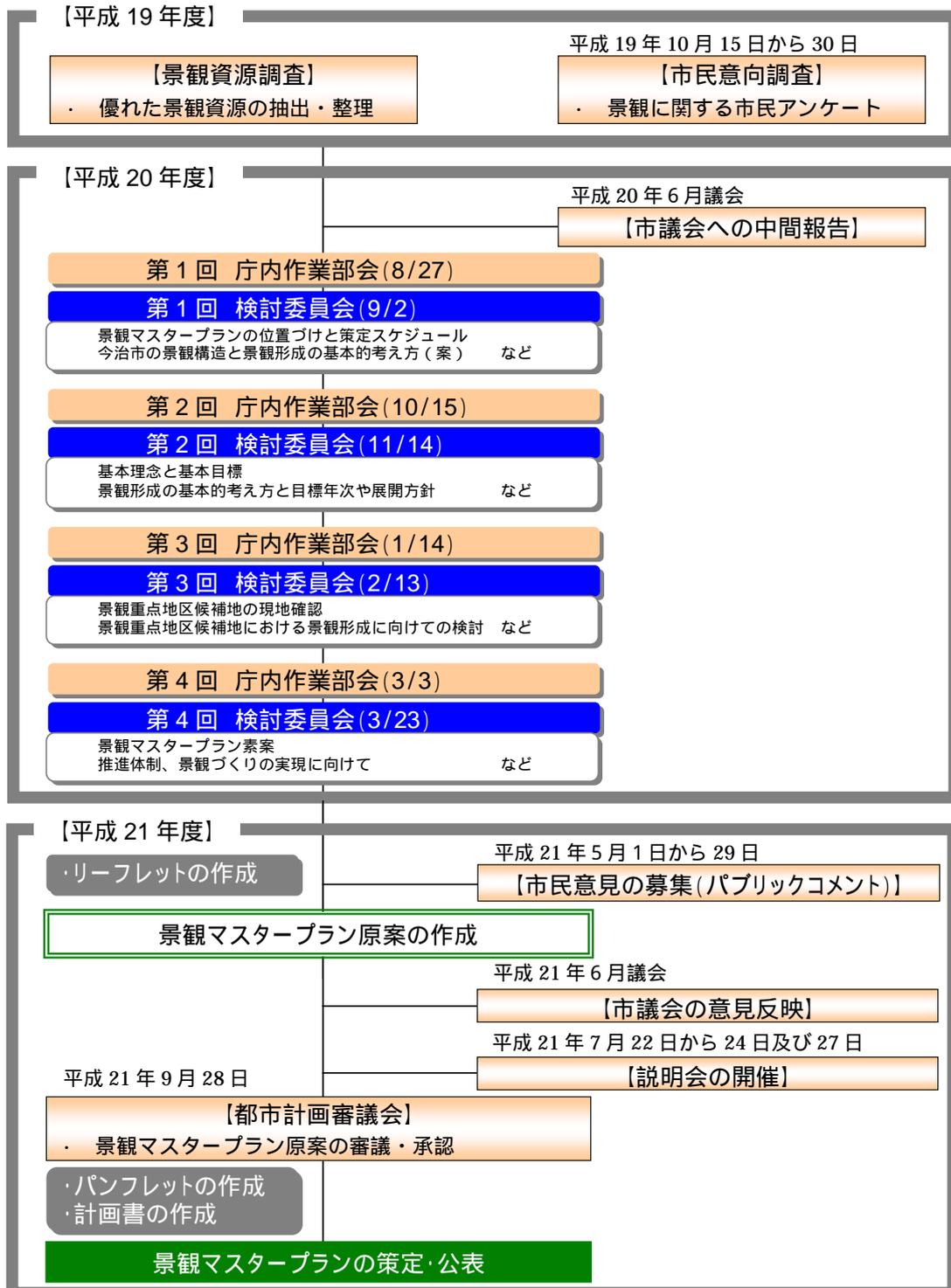
- ・今治市では、中心市街地の活性化や港の再生など景観に関わる様々なまちづくりが進められようとしています。
- ・様々な施策と連携する中で、新しい景観づくりのモデルを示すような、今治らしい取り組みを展開していきたいと考えます。

段階	景観形成施策	実施時期		
		短期(2009年～2013年)	中期(2014年～2018年)	長期(2019年～2028年)
第一段階	景観計画の策定 (第一次景観計画区域)			
	山林、海岸等の維持管理の しくみの導入		継続実施	
第二段階	景観計画の改定 (第二次景観計画区域)			
	景観重要建造物・樹木の指 定			
	景観重要公共施設の位置 づけ及びガイドラインの策定			
	景観づくりの市民広報			
第三段階	重点地区における景観計画 の策定			
	今治市屋外広告物条例の 設定			
第四段階	市民が自主的に定めるルー ルづくりの支援制度の導入		既存制度による支援	
	景観地区のネットワーク化			
体制	景観まちづくり会議の設置		継続実施	
	庁内調整連絡会議の設置		継続実施	

参考資料

・ 景観マスタープラン作成の経過

今治市景観マスタープランの作成にあたっては、公募市民、学識経験者、団体からの推薦者、関係行政機関の職員、市職員により構成される「今治市景観マスタープラン検討委員会（委員長：千代田憲子 愛媛大学教育学部 教授）」、また、関係各課職員により構成される「庁内作業部会」において検討・調整を行い、作成しています。



・ 検討委員会等の開催状況

平成
20
年度

8
月

第 1 回 今治市景観マスタープラン 庁内作業部会 (8/27)

景観マスタープランの位置づけと策定スケジュール
今治市の景観特性と市民意識について
今治市の景観構造と景観形成の基本的考え方(案)

9
月

第 1 回 今治市景観マスタープラン検討委員会 (9/2)

委員長、副委員長の選出について
景観マスタープランの位置づけと策定スケジュールについて
今治市の景観特性と市民意識について
今治市の景観構造と景観形成の基本的考え方(案)

10
月

第 2 回 今治市景観マスタープラン 庁内作業部会 (10/15)

基本理念(キャッチフレーズ)の検討
重点地区の検討

11
月

第 2 回 今治市景観マスタープラン検討委員会 (11/14)

作業部会の報告
基本理念と基本目標について
景観形成の基本的考え方と目標年次について
景観形成の展開方針について

12
月

1
月

第 3 回 今治市景観マスタープラン 庁内作業部会 (1/14)

第 2 回今治市景観マスタープラン検討委員会の報告
今治市の公共空間の現状と課題について
公共景観についての検討

2
月

第 3 回 今治市景観マスタープラン検討委員会 (2/13)

景観重点地区候補地の現地確認
(今治城周辺、今治新都市、しまなみ海道、大山祇神社周辺ほか)
景観重点地区候補地における景観形成に向けての検討

3
月

第 4 回 今治市景観マスタープラン 庁内作業部会 (3/3)

第 3 回今治市景観マスタープラン検討委員会の報告
今治市内の屋外広告物の現状について
屋外広告物の設置基準について検討

第 4 回 今治市景観マスタープラン検討委員会 (3/23)

作業部会の報告
景観マスタープラン素案について
推進体制について
景観づくりの実現に向けて

表 1 検討委員会名簿

	氏名	所属
委員長	千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
副委員長	郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
委員	南條 仁	(財)今治地方国立公園協会・今治地方観光協会
委員	村上 正郎	今治史談会 会長 / 今治文化協会 会長
委員	山本 修治	(財)今治文化振興会 河野美術館 館長
委員	尾越 竜子	(社)愛媛県建築士会今治支部
委員	大野 義信	今治商工会議所 専務理事
委員	武田 徳夫	公募
委員	小畠 敬子	公募
委員	矢野 有	愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長
委員	渡邊 政勝	今治市産業振興部長
委員	青野 安久	今治市教育委員会事務局長

表 2 庁内作業部会名簿

部	課	支所	課
総務調整部	人事課	朝倉支所	産業建設課
企画振興部	企画課	玉川支所	産業建設課
財務部	財政課	波方支所	産業建設課
市民環境部	生活環境課	大西支所	産業建設課
産業振興部	観光課	菊間支所	産業建設課
	農林振興課	吉海支所	産業建設課
	水産課	宮窪支所	産業建設課
	港湾建設課	伯方支所	産業建設課
新都市調整部	新都市調整課	上浦支所	産業建設課
都市整備部	市街地再生課	大三島支所	産業建設課
	建築指導課	関前支所	産業建設課
	下水道工務課		
	都市政策課 (開発指導係) (計画係)		
建設部	道路課		
	公園緑地課		
教育委員会	文化振興課		

(事務局)
都市整備部 都市政策課 都市政策係

第1回 今治市景観マスタープラン検討委員会 議事録(要旨)

- 1 日時：平成20年9月2日(火)午後1:30~3:00
- 2 場所：今治市役所本庁第2別館 11階 特別会議室3・4号
- 3 出席者：

検討委員(敬称略)

委員長	千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
副委員長	郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
委員	南條 仁	(財)今治地方国立公園協会・今治地方観光協会
"	村上 正郎	今治史談会 会長/今治文化協会 会長
"	山本 修治	(財)今治文化振興会 河野美術館 館長
"	尾越 竜子	(社)愛媛県建築士会今治支部
"	大野 義信	今治商工会議所 専務理事
"	武田 徳夫	公募
"	小島 敬子	公募
"	矢野 有	愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長
"	渡邊 政勝	今治市産業振興部長
"	青野 安久	今治市教育委員会事務局長

事務局

井出都市整備部長
高橋都市政策課長
村上都市政策課長補佐
八木都市政策課係長
菅 都市政策課係員
八千代エンジニアリング株式会社 石塚、橋本

- 4 検討事項：(1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 景観マスタープランの位置づけと策定スケジュールについて
- (3) 今治市の景観特性と市民意識について
- (4) 今治市の景観構造と景観形成の基本的考え方(案)

5 議事

1.開会 (司会挨拶)

2.開会挨拶

都市整備部長： 今治市を持続的に発展させ、ゆとりと彩りのあるまちづくりを実現するためには、ゆたかな地域資源を磨き上げ、活用し、また、地域を支える人材を育てていくことで、地域力を高め、多彩な交流が活発に行われることが必要です。

今治市は平成 17 年 10 月に景観行政団体となり、景観をより良くすることによって、地域の環境を改善し、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目指しています。

景観まちづくりは、地域環境をカッコよくデザインすることではなく、街を知り、良い所や課題を発見し、景観を手がかりに、安全や住みやすさ快適さを高める取組であり、地域の人々が主体的・持続的に関わる環境づくりです。

マスタープランを策定するにあたり、本委員会において、様々な分野の方々のご意見をいただき、今治の景観を市民一人一人の資産として、また、市民の方々と共に、後世に伝えていくための計画としたいと思います。

3.委員紹介 (事務局から各委員の紹介)

なお、本日の委員の出席人数は 12 名であり、当委員会設置要綱にある、開催に必要な定員である過半数を満たしております。

4.議事

(1) 委員長、副委員長の選出について

事務局： 検討委員会の委員長、副委員長の選出については、今治市景観マスタープラン検討委員会設置要綱第 3 条第 3 項に「委員長及び副委員長は、委員の互選とする。」と規定されています。

司会： 委員長の選任についてのご所見がありましたらお願いします。

C委員： 今日は初の会合であり、(私たち委員は)お互いのことはよく分かりません。よって、各委員のことについて精通している事務局から提案いただいた委員に対して、選任するかどうかの決定を行うことでよいのではないかと思います。

(各委員から拍手により承認)

事務局 : 事務局としては、委員長は、都市景観デザインの学識・見識共に高く、20年3月まで国土交通省四国地方整備局 景観アドバイザーとして活躍された、愛媛大学教育学部教授の千代田憲子委員に、副委員長は、建築分野からの景観に関する学識・見識共に高い、松山東雲短期大学の郡司島宏美委員にお願いしたいと考えています。

司会 : 事務局案に賛成の方は拍手をお願いします。

(委員全員、拍手をもって承認)

それでは、委員長は千代田委員に、副委員長は郡司島委員にお願いします。

委員長ならびに副委員長に、就任にあたっての挨拶をいただきたいと思います。

委員長 : 景色や景観は、私たち共通の資産であり、その価値に気づき、認めて、守って、育てていくということが重要であるとともに、地域づくり、まちづくりそのものです。

地方の方々が提唱する「もてなしの心」で、美しいところや素敵なことが提供され、それぞれの点が繋がって線になり面になります。

インテリアコーディネーターが隣近所などに波及し、景色や景観ということが考えやすくなっていくことが成熟した社会を構築する上で、急務であり、次の世代に残していかなければいけないものであると考えます。

副委員長 : 景観というのは一筋縄ではいかず、全ての要素が景観の要素になっています。街を歩いていて目に付くもの全てが景観の要素になってしまうということで、住まわっている一人一人が良くしていこうという気持ちでないと、トータルとして良いものになりません。

今治市は、海が景観要素として非常に大きいと思います。今治市の個性というものを見つけていけたら良いと考えています。

(2) 景観マスタープランの位置づけと策定スケジュール

(事務局から資料説明)

L委員 : 4回の検討会のスケジュールの最後が、3月下旬とぎりぎりのような日程になっていますが、少し遅れるというような場合には来年度まで延びるのでしょうか。

事務局 : 予定では年度末に素案を作成し、その後パブリックコメントやその他手続きを行う予定です。多少の遅れは当初から織り込み済みで考えています。

(3) 今治市の景観特性と市民意識について

(事務局から資料説明)

<景観特性について>

H委員 : 今治市の景観特性として、住民センターの通りのケヤキ並木も非常に綺麗であり、市外の人に非常に評判が良いのですが、アンケートの設問項目に挙がっていないのはなぜですか。

事務局 : アンケート項目については、ケヤキ並木だけではなく旧町村を含め、かなりの数の景観資源があるということで、ある程度は市側で絞込みを行いました。また同時に記述式の項目として「設問項目以外に」ということで自由回答欄を設けてアンケートを実施しました。

< 景観とは何か >

H委員 : 景観とは建物のこととと思っていました。また、景観とは、見て美しいとか楽しいとかというものではないかと思っています。

B委員 : 景観に対して、背後の歴史的な積み重ねや意識の違いはありますが、土地の利用規制の問題や文化財の保護の法律の問題など、色々な角度から法的な規制をするというのはヨーロッパ特有というわけではなく、日本でも同じです。

日本に目を向けたときに、景観というと結局行き着くところは、私権を制限して規制を掛けるというところをどうしても避けて通れないと思われれます。特に日本では土地の所有権があまりにも強いものであり、公益のために私権を制限するという発想があまりない社会であり、難しいのではないかという気がします。

J委員 : 景観はやはり共有の財産であって、世代を超えて、未来に伝えていかなければならないものです。また、思い出であったり、胸に残るものとして感じるものです。

ただ守っていくだけではなく、建物も新しく建てなければならない中で、守るべきものと新しく建てたり開発したりするものの上手な共生方法のガイドラインとなるようなものが景観なのではないかと感じています。

C委員 : 素晴らしい橋、素晴らしい山、素晴らしい城がある一方、そうではない部分があると事務局の説明の中でありましたが、そういった部分が景観を考えるにあたり大事になるのではないかと感じています。

景観は、その地域に根ざして生活して、地理や地形や様々なもので出来た風景、景色であると思います。したがって、市民の皆様の士気を上げることが必要であり、一部だけではなく、全市的に「今治らしい」景観や景観形成に向けた施策ができればよいと思います。

F委員 : 景観というのは、あるがままの形で見えるもの、そこに住民の生活が重なっているものが風景であると思います。人の作った風景が、人を育てるようになったらそれは風土です。したがって、景観というのはもっとも客観的なものを指していると考えます。

M委員 : 景観の「観」という字が、人が「観る」というところで「観」と付いているのでは

ないかと思えます。住人や観光客等、色々な人達が見たときに、それをどのように捉えるかということを考える必要があります。

私権の制限については、私権の制限と捉えてもらわずに、最終的には公益という、自分のためにもなる、自分の街のためにもなるということは何らかの形で啓蒙していきけるようなこともプランの中に入れていかなければ、身近な景観を良くしていこうとするのは難しいのではないかと思えます。

<今治らしさについて>

D委員：事務局の説明の中で「今治らしい景観」とありましたが、景観計画を定めて、保全をしていくために区域に何らかの法的な規制をかけていくとは思いますが、いたるところに規制区域を作れば良いというものではないと思えます。

B委員：合併後の今治市の持っている文化的な風土、あるいは歴史的な景観や他にはないような景観資源を活かした「今治らしさ」をどのように作っていけばよいのでしょうか、またそれを担保するためにどのような方法があるのかということ、この委員会で大きな枠組みが出来ればよいと期待しています。

E委員：市民の皆様が思われている、今治市において「守り育てていきたい」あるいは「残していきたい」という景観の中には、自分たちが築いてきた、そしてそれらを守り育てていきたいものそのものが出てきているように思います。

J委員：東京に出るまでは、愛媛県というと、田舎というイメージしかなかったのですが、東京で暮らしてたまに帰って来るときに、海が綺麗、山が綺麗、田んぼが綺麗だということを、昔よりも感じています。

C委員：市民が景観というものをどのように感じるのか、そして市外からのお客様が観光等で訪れた際に「今治らしい景観」とは何かということに関して、面的な整備があるのではないかと思えます。しかし、面的な整備にはかなりの労力や手間やお金がかかります。

F委員：「今治らしさ」というのは非常に大事なことである一方、「今治らしさ」とは何かということとは非常に難しいことだと思えます。

日本では地形の条件から生まれる「アンバランスさ」が日本らしさだと思います。しかし、バラバラが良いと言っているわけではなく、歴史があるから意味があります。風土に沿ったものであればバラバラであっても良いし、今治らしいと思えます。

M委員：景観というと、「美しさ」と「味わい」であると思えます。「味わい」というのは「今治らしさ」であり、それは、歴史や自然な風土からくるものですが、そのものが「味わい」であると思えます。

L委員：合併後の今治らしさというのが、新しくこれから先に向けて十分考えていかなければならないと思えます。また、共有のイメージを持ちつつスタートしていくという意味で、今後のマスタープランの策定に向けての参考や材料の一つとして、これからの

検討案の作成に反映させていく必要があります。

<街づくりに対する取り組みについて>

H委員 : H 団体では、今治に住んでよかったと思える街づくり、住みたくなるような街づくりをしたいということで、「おしゃれな街づくり」をどのように実現していくのかということテーマとして取り組んでいます。

景観モデルやマスタープランの策定が美しい街づくりに繋がっていくのではないかと期待しています。また、広小路の電線の地中化や看板の撤去などにより、綺麗な街並みだ、美しい、おしゃれだというように、市民が住んで良かったと誇りに思えるような街づくりに繋げていけば非常に良いと思います。

<市民意識について>

I委員 : 単に人が来てくれるような街をつくっていただくだけではなく、景観を良くしようという市民の意識が重ならないと駄目なのではないかと思えます。

K委員 : 今治市がもっと綺麗になるように、もっともっと市民が努力するように、みんなで一人一人意識を寄せ合い、各委員が声を掛けて、今治市の景観を考える人が一人でも多く増えると、もっともっと今治市が良くなるのではないかと思います。

A委員 : 住人に景観に対する意識が無いのは、今治市にとっては非常にマイナスだと思います。

M委員 : 変化というのは絶対に起こってくるものであり、その変化というのを、どのように吸収していけるのかということが大切であることから、景観の変化自身は賛成です。しかし、奇抜なものが建つ時に、このようなものであれば良いというような意見が住民から出てくるような環境作りができればよいと思います。

L委員 : アンケート調査結果の中で、ゴミの問題に対する項目に、かなり回答が多いことから、少し立ち戻って考えないといけないような問題もあると思います。

<今治市の景観形成に向けて>

K委員 : いくつかの建物が表彰されており、見たときに綺麗だなと感じますが、綺麗な外観が全て今治市の景観にあっているのかということも考える必要があります。

みんなが住みたい、行ってみたい、住んで良かった、行ってみて良かったというような今治になってほしいです。

F委員 : 珍しいものを沢山集めると面白いですが、長いサイクルで考えると非常に手間と時間がかかります。したがって、景観マスタープランを考える際に、珍しいものに偏っては問題があると思います。

ヨーロッパの学者のいうデザインが日本に合うのかどうかは、しっかり考えなければなりません。また、景観を保護するということは、活かすということを前提に考え

る必要があります。

A委員： 点を線で結んで線を面にするというのは、良く使われる言葉ですが、個人的な思いとしては、点というものが確立されず、消えて無くなってしまうと線もできません。したがって、点がぼやけて広がり、波紋して一つになっていくということもあるのではないかと考えます。

M委員： モデル地区を作るということは、このようにしたら自分の身近な環境がこのように良い環境になるということを見てもらうためには必要です。

L委員： 豊かな自然に恵まれて良好な条件が揃っていて、可能性が大きい一方で、良いことばかりが映りすぎていて隠れているところに問題が多いのではないかと思います。

< 景観法に関して >

A委員： 景観法の認知度が「全く知らない」という人が50%以上いるにも関わらず、6割超の市民が景観保全・景観づくりへの関心について「関心がある」と答えているのが、すごく矛盾していると感じます。

景観法による規制を強化することで、景観を良くしようとしている人の活動に制約が生じるのは、今治市にとって非常にデメリットになるのではないかと感じます。また、どこかである程度の領域を決めるということは、各委員の意見も重要ですが、住人がどのような意見を持っているのかということを知ることが必要であると思います。

(4) 今治市の景観構造と景観形成の基本的考え方(案)

(事務局から資料説明)

< 景観形成を展開するための5つのステップについて >

M委員： 景観形成を展開するための5つのステップは、どの程度の年次で考えているのでしょうか。非常にアバウトな感じがします。遠い将来のことなのでしょうか。

事務局： 最終ステップまでの期間については、正直事務局側も、具体的に想像できていません。将来的にはこのようにしたいという方向性は持ちつつ、基本的にはステップ2を今後10年程度で実施していきたいと考えています。

H委員： ステップ3までは何となくイメージは分かりますが、ステップ4の景観形成地域間のつながりは、具体的にはどのようなことが例としてあるのでしょうか。今治城としまなみ海道をどのように結びつけるのでしょうか。

事務局： 八十八ヶ寺のようなイメージで繋げて、その間も何となく景観形成が出来ていくというようなイメージです。しかし、事務局側でもどのようにしたいというところまで議論が進んでいないのが正直なところです。

H委員： 「半同心円構造」というのは難しい表現であるので、もう少し素人にもわかるような表現にしていきたいと思います。

- 事務局 : マスタープランを策定するにあたっては、もう少しわかりやすい表現とすることも心がけていきたいと考えています。
- C委員 : ステップ3で「景観形成地域の広がり」とあり、ステップ4からステップ5となっていますが、市域全域を景観形成地域とするという考えなのでしょうか。
- 事務局 : 最終的には、市域全域を方向付けていきたいと考えています。ただし、策定年次については、地域の皆さんと一緒に考えながら、進めていきたいと考えています。
- F委員 : 1つのステップにどれくらい時間がかかるのかということも大事な話ではありますが、最終到着点が最初に見えてないと、ステップの踏み方を間違えると思います。到着点が最初に見えていれば、同時に作業が始まっても、作業はこのステップのように進むと思います。最後の形が見えて、様々な作業が同時に出発していなければなりません。したがって、作業が始まってから考えるのでは、問題があると思います。
- J委員 : ステップ4で、例えば、今治城としまなみ海道をどのように結ぶという意見がありました。それぞれ個性が違うのではないのでしょうか。もともと菊間や朝倉、旧市内と個性が違うものが集まってきているため、ステップ4において、それぞれ核となる文化財が基礎となって景観が良くなっていき、最後に市全体が良くなることを目指しているのではないかと感じました。
- 事務局 : 核の部分は、それぞれ違う方向性もしくは特徴を持っている地域になります。例えば、旧市町において12のまちづくりの特徴があり、そのあたりは尊重しつつ、同じような広がりではなく、核を特徴付ける広がりというのが、最終的に市域を覆うというイメージです。
- M委員 : 線で結んではいますが、むしろゾーンの部分が主役であり、線はゾーン間を引き立てるための脇役ということで、まずは拠点からスタートして、そして数を増やして、密度を高めることで地域間のつながりの部分も網羅していくことになるということだと思います。
- L委員 : 拠点とするところが歴史・文化的資源を中心として広がりを見せたときに、例えば、ある地域は景観をもっと良くしたいというように、他の部分で抜けがあったら困るのではないのでしょうか。拠点だけを整備するのではなく、他の部分も整備していくということを忘れないで欲しいと思います。
- F委員 : ステップ4で、例えば、歴史的な遺跡を回ってもらい、あるいは美味しいものを食べて回るといったネットワークを作るときに、複合的に重なったネットワークを持たせるとなると、実は人材の問題になってくると思われます。例えば、伯方島では、グリーンツーリズムの流れを受けて、何十軒という民宿はそれぞれ違う特徴を持ち、観光客が観光の内容によって民宿を変えるというネットワークが非常に受けています。これはそういうことをコーディネートした人材、ソフトの問題だと思います。
- 今治市には、小さな美術館が沢山あることから、例えば、全部行かないと一通り見たことにはならないというような仕掛けを作ることが大切です。

色々な観光資源の結び付け方というのは、コーディネーターの考え方次第です。景観資源をどのように結びつけるのかというのは頭を使えばできます。景観マスタープランを策定する上では、人材を育てることが一番のポイントだと思います。

委員長 : 他にご意見がないようなので、本日の会議を終了いたします。

5.閉会

事務局 : 次回の検討委員会は、11月14日(金)の午後からを予定しています。また日が近づいたら、改めてご案内させていただきます。

補足(議事録をホームページへ掲載することについて)

事務局 : 市民へ本マスタープランの策定状況を広く周知するため、今後当委員会の委員名簿、議事録、市民アンケートの結果等をホームページへ掲載させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 : 委員の皆様自由に発言していただくため、掲載する場合には発言者の氏名を伏せて公開するということでしょうか。

各委員 : (異議なし)

委員長 : 異議なしということで、議事録は氏名を伏せて公開することをお願いいたします。

以上

第2回 今治市景観マスタープラン検討委員会 議事録(要旨)

- 1 日時：平成20年11月14日(金)午後1:30～3:00
- 2 場所：今治市役所本庁第2別館 11階 特別会議室1・2号
- 3 出席者：

検討委員(敬称略)

委員長	千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
副委員長	郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
委員	村上 正郎	今治史談会 会長/今治文化協会 会長
"	山本 修治	(財)今治文化振興会 河野美術館 館長
"	尾越 竜子	(社)愛媛県建築士会今治支部
"	武田 徳夫	公募
"	小畠 敬子	公募
"	矢野 有	愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長
"	青野 安久	今治市教育委員会事務局長

事務局

井出都市整備部長
高橋都市政策課長
村上都市政策課長補佐
八木都市政策課係長
菅 都市政策課係員
八千代エンジニアリング株式会社 石塚

(都合により欠席)

委員	南條 仁	(財)今治地方国立公園協会・今治地方観光協会
"	大野 義信	今治商工会議所 専務理事
"	渡邊 政勝	今治市産業振興部長

- 4 検討事項：
 - (1) 作業部会の報告
 - (2) 基本理念と基本目標について
 - (3) 景観形成の基本的考え方と目標年次について
 - (4) 景観形成の展開方針について

5 議事：

1.開会 (司会挨拶)

2.開会挨拶

都市整備部長： 今回は、本マスタープランの柱となる基本理念および基本目標について、また、景観形成の基本的考え方と目標年次、さらには展開方針についてご検討いただく予定です。特に、基本理念や基本目標につきましては、今後の景観行政を進めていく上での「核」となる大変重要な部分ですので、委員の皆様から多くのご意見を頂戴したいと考えています。

4回という数少ない検討委員会の中で、本マスタープランの重要事項についてご検討いただく予定にしております。皆様からのご意見を少しでも多く反映できますよう、忌憚のない、活発なご討議をお願い申し上げます。

3.委員長挨拶 景観づくりは人づくりと言われておりますが、そのような実感を持ちました事例についてお話したいと思います。

瀬戸と常滑では、窯の小径とか焼物の小径とか言われる、焼き物の廃材を使った小径の整備が行われています。瀬戸はしっとりとした印象で、それと比べて常滑は少し雑な印象を受けました。しかし、活気は逆で、常滑は企業の美術館があり、新しい窯元とかカフェなどもあり、土日はボランティアでバスの運行が行われていました。名古屋の地域は産業観光を打ち出しており、核になる施設、行政だけでなく民間のプッシュ、若者の参加、ボランティアなど地域の人が活動し、地域が循環していることが大切であると感じました。

近隣では、松山のロープウェイ通りが整備されて数年経ちますが、道路整備に先立って店舗のファザード整備に取り組みられました。最初は、地元住民の意識が高まらない時期もありましたが、道路整備がはじまり、美しく生まれ変わった景観ができてくると、意識が変化しました。歩道の補修で必要になるブロックを、商店街で費用を出し、保管場所も確保して、将来のためにストックしておく取り組みをされており、素晴らしい結果の一つです。

内子の伝建地区の下の商店街では、20数年前から景観整備の意見がまとまらない状態でした。しかし、5～6年前に大江健三郎さんの生家がある成留屋地区の整備が始まり景観が良くなってくると、意識の変化があり、世代がかわったこともあって、

若い人が中心になって景観整備を考えようとしています。このような事例は、今治地区のこれからに参考になるのではと思います。

4. 議事

(1) 作業部会報告

事務局 : (参考資料に基づき事務局から説明)

(2) 基本理念と基本目標について

(事務局から資料説明)

M 委員 : これからは人づくりが大事ということで、人がどう係わっていくかということを示している理念がよいと感じます。これから私達は頑張っていきますよ、といった意思が表現されているものがよいかと思えます。

J 委員 : 基本目標に「次世代へ継承するという」フレーズが入っているので、理念にもその言葉が入っているのがよいと感じました。

K 委員 : 観光的なキャッチフレーズではなく、「次世代へ継承していく」とか、「今治らしい景観の継承」などの表現が良いと思っています。

E 委員 : 合併して18万都市になった今の今治市では、「癒しのこころ」は地域の大きな文化だと思いますし、しまなみ海道で一つにつながった地域であることから、「つなぐ」といったフレーズが、新しい今治市の景観のコンセプトにぴったりではないかと思っております。

F 委員 : 今治の景観資源は全国にないものがありますが、バラバラで、どうつなぐかが大事であると感じています。

「つなぐこと」を具体的に目標の中に示していきたい、基本理念の中で表現していきたいと感じています。

委員長 : つなぐ、癒し、継承、今治らしさ、そして動詞が入っているほうがよいのではないかとご意見を頂きました。また、しまなみ海道を歩くということもつなぐということの一つだし、わかりやすい表現であると感じます。

M 委員 : 「つなぐ」には継承の意味も含まれるので、「未来につなぐ」など少し表現を加えればよいかと思えます。

C 委員 : 理念は、今治市にとって一番象徴している、誰にでもわかりやすいものがよいと思います。「夢海道」などが考えられ、大きな目標になるのではないかと思います。また、聞いた時に残るフレーズが大事だと思います。

I 委員 : 「きらめき」というような言葉はいかがでしょう。

J 委員 : 景観マスタープランの理念なので、景観という言葉を入れたほうがよいのでしょうか。

- F 委員 : 資源は多様であること すべてを味わっていただくことが大切です。
景観づくりは人の問題。景観は芝居の背景みたいに道具である。最終的には、人と人のふれあいが最終の目的で、景観は手段であると思う。景観という言葉が表に出すぎると人のことを忘れてしまうような気がします。
- M 委員 : キャッチフレーズとして、一言で皆さんが覚えられるように、「未来へつなぐ夢海道」などはどうでしょうか。
- 委員長 : 今までのご意見をまとめますと、「未来へつなぐ夢海道 山からまちへ、まちから海へ、つながる風景海道づくり 」となりますが、癒しやきらめきという言葉は含まれていませんが、いかがでしょうか。
- J 委員 : 夢というのはきらきらしたイメージがあるし、つなぐという言葉にも人と人をつなぐとか、資源をつなぐなどの両面のイメージがあり、総称していいのではないかと思います。
- C 委員 : 明るいイメージで、きらめきや癒しを加えてもよいのではないかと思います。
- M 委員 : きらめき夢海道でもよいかと思いますね。
- E 委員 : サブタイトルにきらめきを入れてはどうでしょうか。きらめく風景海道でもよいかもしれません。
- D 委員 : 海道という言葉で今治ということがイメージできるのででしょうか。
- L 委員 : 街道ではなく、海道なので、全国的にみても少ないと思います。
- C 委員 : 夢海道は、橋と瀬戸に面する地域でないと思えないと思います。
- 委員長 : 基本理念は「未来へつなぐ夢海道 山からまちへ、まちから海へ、きらめく風景海道づくり 」に決定します。

(3) 景観形成の基本的考え方と目標年次について

(事務局から資料説明)

(4) 景観形成の展開方針について

(事務局から資料説明)

<展開について>

- C 委員 : マスタープラン策定後、具体的な景観計画を策定していくと聞いていますが、どの段階で都市計画区域内の開発行為を確認していくのか確認したいのですが。
- 事務局 : 第1段階から景観計画を策定していきます。第1段階で都市計画区域外、第2段階で都市計画区域も含めた市域全体の計画を策定していく予定です。ただし、基準内容は第1、第2、第3の各段階で違ってきます。第1、第2段階では、景観を乱さない、必要最低限の誘導をしていくために取り組みたいと考えています。

<第1段階について>

F委員：第1段階の維持管理についてですが、維持というよりは、手入れして修復していかないといけないところがある。

維持とか壊さないと言っているが、既に壊れています。ですから修復しないといけない。良い形で将来に継承していくことを考えていく必要があります。

事務局：山の荒廃や耕作放棄地など、維持管理の不足、景観が乱れた状況が増えていることは事務局も認識しています。景観計画以外にも緑の基本計画や環境基本計画においても同様の課題が指摘されています。山の保全是、今後の管理形態が大きな課題となっています。

本計画は第1段階で山や海岸の維持管理のしくみの導入を掲げていますが、他部署と連携をとりながら、また、市民や企業なども含めた組織づくりに取り組んでいかなくてはならないと考えています。

F委員：山が荒れているのに並行して、野生動物の問題もあります。山が荒れるから、猿や猪がでてくるわけです。そのような状況で景観地区にしてどうするのか。保全する前の課題がある。景観を正しくすることを優先してほしいと思います。

委員長：大規模建築物の規制の前の段階での取り組みが必要で、難しい問題です。

M委員：景観マスタープランの中で取り組める課題なのでしょうか。

事務局：施策として取り組むことは可能ですが、実行可能な施策が限られていると思います。

M委員：自然環境の保全とは、修復も含めているので、方針として取り入れていったほうがよいと思います。

<第三段階について：重点地区の選定>

F委員：重点地区の候補に丹下建築物群があがっていますが、築50年ですから耐用年数は残り10年です。耐用年数は、使い勝手を見直す大事な節目だと考えます。そこで単純に保全ということで良いのか考えていく必要があります。

樹木の指定については、長年の維持管理も考えていく必要があります。その土地の風土にあった1000年でも生きていける木を対象とする必要があります。

M委員：丹下健三の建築物を景観資源としてみることは、今治らしいと思います。景観資源として活かして新たな活用を考えるような、リノベーション、コンバージョンということをしていくとよいと思います。

C委員：理念にも海道ということが掲げられている中で、歴史文化があり、自然景観でもある大山祇神社が第一に位置付けられるところだと思います。

J委員：丹下健三建築群はモダニズムで、個人的には美しい建築物だと思います。機能的には問題がありますが、文化的な意味で残していくべきだと思います。

また、丹下建築群を新たな核として何かすれば、港の施設や大丸跡地の活性化など

に繋がるのではないかと思います。

I 委員 : 景観とは、車で見た景観か、歩いてみる景観か、または松山みたいに電車から見た景観か、船からみた景観かによって違ってくると思います。

候補にあがっている景観は、電車でも走らないと今治の景観を楽しめないのではと感じました。

鈍川は歌にも詠われていますように桜の美しい景観がありましたが、最近では竹藪が増え、景観が悪くなっています。

L 委員 : 丹下建築群と今治城周辺地区は新たな景観と歴史文化景観が隣接している地区と位置づけることができるのではないかと思います。

M 委員 : 重点地区は一つに絞っていくのでしょうか。順序をつけるのでしょうか。

事務局 : 重点地区の候補として7地区を位置づけ、成果の上がりやすいところ、法定計画をつくる段階で決定していきたいと思います。

D 委員 : 7地区は候補として挙げておいてよいのではないのでしょうか。

委員長 : 重点地区の候補としては、案で挙げられている7地区でよろしいということにします。

5. 閉会

事務局 : 次回、第3回の検討会は来年の2月13日(金)を予定しております。次回は今後の景観計画の策定に向けての参考として、ケーススタディとして実際に現地を見学する予定にしております。

以上

第3回 今治市景観マスタープラン検討委員会 議事録(要旨)

- 1 日時：平成21年2月13日(金)午後1:00~5:00
- 2 場所：景観重点地区候補地の現地確認 及び 今治市大三島支所
- 3 出席者：

検討委員(敬称略)

委員長	千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
副委員長	郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
委員	南條 仁	(財)今治地方国立公園協会・今治地方観光協会
"	村上 正郎	今治史談会 会長 / 今治文化協会 会長
"	山本 修治	(財)今治文化振興会 河野美術館 館長
"	尾越 竜子	(社)愛媛県建築士会今治支部
"	武田 徳夫	公募
"	小畠 敬子	公募
"	矢野 有	愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長
"	渡邊 政勝	今治市産業振興部長
"	青野 安久	今治市教育委員会事務局長

事務局

井出都市整備部長
高橋都市政策課長
村上都市政策課長補佐
八木都市政策課係長
菅 都市政策課係員
八千代エンジニアリング株式会社 石塚、橋本

(都合により欠席)

委員 大野 義信 今治商工会議所 専務理事

- 4 検討事項：(1) 景観重点地区候補地の現地確認
(今治城周辺、今治新都市、しまなみ海道、大山祇神社周辺ほか)
- (2) 景観重点地区候補地における景観形成に向けての検討

5 議事

1.開会 (司会挨拶)

2.開会挨拶

都市整備部長： 昨年 11 月 14 日に開催いたしました第 2 回の検討委員会では、委員の皆様には大変熱心にご検討いただき、基本理念や基本目標、また、景観形成の展開方針など、本マスタープランの柱が出来上がりました。

本日は、これまでの会と趣向を変え、景観計画の策定等、今後の景観形成に向けての参考とさせていただきたく、景観重点地区候補地 4 か所を実際に見学していただき、実際にご覧になって感じられた点などについて意見交換を行いたいと思います。

お足元等十分に注意していただき、この現地見学が有意義なものとなりますようご祈念申し上げまして、開会の挨拶といたします。

(現地見学)

3.委員長挨拶 本日は、私はバスで今治まで参りまして、いつも通っている道ですけれども、高さが変わるだけで視点が変わるということで、いつもは見る事ができない川底が見られたりとか、いくつかそのような事を感じながら参りました。今日は皆様、たくさんの目と意識で見えていただき、意見が出るのではないかと感じております。

4.議事

(1) 景観重点地区候補地における景観形成に向けての検討

<今治城について>

I 委員： 今治では俳人がたくさんの歌を詠んでいますが、今治城には句碑が無かったのではないかと感じました。松山と比べて、その差が浮き彫りになったのではないかと感じました。

D 委員： 今治城は海事都市にふさわしい、海水を張り巡らせた堀になっており、潮の干満の影響を受けて、非常に水がきれいです。周辺の建物の規制も必要ですが、堀の水を将来ともにきれいに維持する方法を考えられないかと感じました。

B 委員： 今治城は、石積みが全国的にも超一流です。そこで、電線類地中化などを行い、歩行者のための空間を整備してはどうかと感じました。

- E 委員 : 今治城は、堀と石垣が上物よりもメインではないかと思えます。そこで、犬走り目線で降りられる場所があれば良いと思えます。
- J 委員 : 今治城の周りには、お堀が張り巡らされている関係で距離もあるため、周囲にコンビニなどの商業施設があっても、さほど気にはなりません。しかし、堀の中にマンションが立地しており、今後建替えなどの際には注意が必要です。また、都市計画上の規制で抜けがないように、文教施設の周辺に似つかわしくない建物は避けるべきであると思えます。
- C 委員 : 今治城は、周辺の景観もますます好ましく、また、水辺に合うものがあれば良いと思えます。
- F 委員 : 今治城は江戸時代に初めてできた近世の水城の発祥の地であり、他のお城のモデルになったことをしっかりと話をするために、展望がもう少し良ければと思えます。また、城と港と町屋と三位一体で大航海時代の貿易拠点として栄えた、日本で初めての都市であるということを伝えるなど、ソフト面で活かさないといけないと思えます。
- A 委員 : 今治城はライトアップがされていますが、人が歩ける遊歩道にもフットライトを設置すると、よりよくなるのではないかと思えます。また、周辺の木々については、常緑樹にして管理しやすくしてはどうかと思いました。
- M 委員 : 今治城では、一つ一つの細かい規制を検討する前に、広々とした雰囲気を残していくということが必要ではないかと思いました。
- L 委員 : 今治城は、お堀の水面に好ましくないものが映りこんでいない状態を残して欲しいと思えます。

<新都市について>

- K 委員 : 新都市では、高齢者にとっては坂道が大変だと感じました。また、今はモデルハウスが綺麗に並んでいますが、山を切り崩して、まだまだ緑が生きづいていないと思えます。これから何年か経てば綺麗になって、そして家も緑も生きてくると思えます。
- D 委員 : 新都市では、法的な規制も受けて、各地区にゾーニングがなされ、円滑に進められていると感じました。また、道路などの公共の空間が非常に上手に整備されており、優れた街並みではないかと感じました。
- B 委員 : 新都市では、教科書どおりにセットバックなどをしておりますが、電線類の地中化が出来ていないのが非常に残念に感じました。
- E 委員 : 新都市は、ハイカラな 21 世紀型の街並みであると思えます。しかし、街灯そのものは綺麗ですが、防犯の意味も込めて青色のものに変えると、和らいだ感じになると思えます。
- J 委員 : 新都市は、電線類地中化がなされていないのが残念です。しかし、今後は、広場のようなコモンスペースや緑も増えてくれば、馴染んでくるという印象を受けました。
- C 委員 : 新都市は、統一された綺麗な建物ですが、今治らしい建物でないという気がします。

また、発展途中ではあるが、街の緑を増やしてはどうかと思います。

F 委員 : 新都市は、公共交通機関が入り難く、交通が不便です。また、イギリスのように、家をセットバックして、敷地境界に花々を植えることができれば、地元の人が納得して見に来ると思いますが、今のままでは、人が見に来るような地区ではないと思います。

A 委員 : 新都市は、高台にあるので、高台から見る視点が大事ではないかと思います。また、新都市区域以外の地区の低い土地の敷地がどのようなになっているのかが気になりました。

M 委員 : 新都市は、すごく落ち着いた街であるという印象を受けました。しかし、建物一つ一つを見れば個性的な部分があるが、結局どこを見ても新たに造成された住宅団地というのは、差がないという印象も受けました。したがって、街を創るときには、そこに住む人たちが同じような気分を持っていないと、なかなか個性のある街並みというのではできていかないと感じました。また、新都市もブランド化していけば、趣のある建物が出来上がってくるのではないかと思います。

L 委員 : 新都市は、今後の住宅モデルとなりうると思いますが、これから先がどうなっていくのであろうかということは少し心配になりました。

<しまなみ海道について>

D 委員 : しまなみ海道は、非常に優れた多島美であると思います。しかし、クレーンの色を周辺にマッチした色で指導ができないかと思っています。また、石切り場も、石を切り出す間は仕方がないとしても、整備が進めば、法面の緑化なども考えていければよいと思います。

B 委員 : しまなみ海道は、眺望が超一流であることから、視点場の保全が一番大事ではないかと思っています。

E 委員 : しまなみ海道は、視点場の保全が第一として、海岸線の保全に今後も気をつけていかなければならないと思いました。

J 委員 : しまなみ海道は、橋や海や島々の美しさに対して、屋外広告物が何点か気になりました。

C 委員 : しまなみ海道は、山の荒れや赤い屋根などが気になりました。

F 委員 : しまなみ海道は、瀬戸内海の景色が良く見えますが、生活風景も景観上非常に重要なものであると思います。

A 委員 : しまなみ海道は、看板がすごく目に付きました。斜張橋は、山や海などの景観に配慮していますが、大三島インターチェンジを降りて、斜張橋の手前に大きな看板が設置されているのは如何なものかと思いました。したがって、看板の規制や設置位置は景観形成の大事な要素だと思います。

L 委員 : しまなみ海道は、空と海と里山という生活の場と橋のコントラストが一番かと思

ます。また、大規模な産業施設はコントラストを持っているので、ダイナミックな地域固有の景観としては良いと思いますが、合間に虫食いのように伐採や採掘などで山肌が見えているところが増えていかなことが重要であると思います。

<大山祇神社について>

- K 委員 : 大山祇神社では、周辺の建物に対して規制が必要であると感じました。また、神社が活かされるような景観にしていく必要があると感じました。
- D 委員 : 大山祇神社は、非常に由緒のある神社です。たくさんの観光客が訪れていますので、周辺の屋外広告物などに対して規制が必要であると思います。
- B 委員 : 大山祇神社周辺は、神社には圧倒的な存在感があり、生き続けてもらうためには、周辺で多少の規制は必要かと思います。また、裏山の人家の石積みに特徴があるので、家は壊したとしても石積みは残したいという気がしました。
- E 委員 : 大山祇神社は、海のイメージが寂れてしまっているので、海からのイメージを繋げるための何らかの方策があれば、景観的にも感じが変わってくると思います。
- J 委員 : 大山祇神社は、土産物屋の広告が非常に目に付いて、気になりました。また、境内は緑の結界で守られていますが、緑を越すような高さのものは規制すべきであると思います。また、美術館などが出来る事で、従来のあるべき姿である海から参拝できるようにすれば、観光にも活かせると思います。
- C 委員 : 大山祇神社は、神社の中は問題ないのですが、周辺については改めて現実を見てギャップがあると感じました。また、しまなみ海道には、優れた観光資源があり、大山祇神社などを中心に発展しなければならないと思います。景観を守ることは、住民の方の生活もあり、非常に難しいことであると思います。
- F 委員 : 大山祇神社は、参拝よりも、むしろ門前町の賑やかさに惹かれて来ているという意味では、門前町が寂れてしまうと、神社そのものにも影響を与えてしまうと思います。
- A 委員 : 大山祇神社では、観光客を呼び込むときに周辺に廃屋があると景観が損なわれるので、廃屋対策を検討する必要があると思いました。
- M 委員 : 大山祇神社に隣接する集落では、石積みのようなものを残していくということが景観を残していくということになると思います。そして、残していくためには、目立つような看板や色彩、スケールアウトしているものは、共通理解として設置しないということを地元の人を感じないと難しいと思います。また、大山祇神社の周辺に土産物屋が立ち並んでいる状況は、大山祇神社の品格を損なっているので、相応しいものにしていかなければ、全体としてマイナスになると思います。
- L 委員 : 大山祇神社の周辺は、今すぐ何とかしなければならぬと感じました。神社の聖域に対して、入口辺りの看板の規制など、民間への協力を願うには、まずは公のものからスタートする必要があると思います。景観は、創るというよりも、むしろ無くしていく事のほうが大事であると思います。

委員長 : 今日皆様から頂いた意見は、今後の施策を考えていく上で、参考にいたします。追加で意見がないようですので、第 3 回の検討委員会を終了します。

5. 閉会

事務局 : 次回の検討委員会は、3 月 23 日(月)の午後 3 時からを予定しています。また日が近づきましたら、改めてご案内させていただきます。次回は予定している最後の会として、本マスタープランの最終取りまとめ案を提示し、ご検討いただきます。

以上

第4回 今治市景観マスタープラン検討委員会 議事録(要旨)

- 1 日時：平成21年3月23日(月)午後3:00~4:30
- 2 場所：今治市役所本庁第2別館 11階 特別会議室1・2号
- 3 出席者：

検討委員(敬称略)

委員長	千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
副委員長	郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
委員	村上 正郎	今治史談会 会長/今治文化協会 会長
"	山本 修治	(財)今治文化振興会 河野美術館 館長
"	尾越 竜子	(社)愛媛県建築士会今治支部
"	大野 義信	今治商工会議所 専務理事
"	武田 徳夫	公募
"	渡邊 政勝	今治市産業振興部長
"	青野 安久	今治市教育委員会事務局長

事務局

井出都市整備部長
高橋都市政策課長
村上都市政策課長補佐
八木都市政策課係長
菅 都市政策課係員
八千代エンジニアリング株式会社 和田、松宮、石塚

(都合により欠席)

委員	南條 仁	(財)今治地方国立公園協会・今治地方観光協会
"	小畠 敬子	公募
"	矢野 有	愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長

- 4 検討事項：
 - (1) 作業部会の報告
 - (2) 景観マスタープラン素案について
 - (3) 推進体制について
 - (4) 今後の課題について
 - (5) その他

5 議事：

1. 開会 (司会挨拶)

2. 開会挨拶

都市整備部長：　　今回は、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、まとめましたマスタープラン素案につきましての説明、及び推進体制や今後のスケジュール等につきましてご説明いたします。

委員の皆様には十分にご検討いただき、忌憚のないご意見やお考え、また、これまでの委員会で言いそびれた景観まちづくりに関するご提案など、お時間の許す限り、余すところなく出していただき、充実した内容で締めくくりたいと思いますので、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

3. 委員長挨拶　　前回、現地見学を行い、改めて私も今治に親近感を持ちましたし、各委員にも再発見があったかと思えます。今日は最後の委員会になりますので、この回の検討が今後の計画に反映されていきますように本日も活発な意見交換が出来ればと思います。

4. 議事

(1) 作業部会報告

事務局　：　(スライドで事務局から説明)
質問、意見なし

(2) 景観マスタープランの素案について

(事務局から資料説明)

F 委員　：　今治城は海水と真水が入り交じった汽水域であることが珍しいのです。また、今治城の天守閣そのものは、新しく造った天守閣です。新しく整備していく場合、歴史的な雰囲気を持続した方がいいのか、または過去にあった現物を忠実に再現していったほうがよいのかは判断が難しいところです。

これまでの議論で一番難しかったのは、「今治らしさ」かと思えます。今治らしさというのは先進都市であったということです。よそにないものを先駆けて造ってきた街であります。新しいものと古いものとの対比の中で、今治の街が造られてきたということが、本当の意味のコンセプトの中で今治らしいところであると思えます。

その中で、今治の造船所の産業景観も大事ですが、それに対して波止浜に古いドックの跡である草創期の石積みのドックがあります。今治の造船の歴史がよくわかり、はっきりと今治の変化が感じられるような景観、ダイナミックに動いてきた今治の景観を、来訪者にも強調できるような取り組みができればと考えています。

事務局 : 汽水域については、表現を修正していきます。今治城について歴史を深く追求して、詳細に再現していくほうがよいのか、雰囲気づくりをしていったほうが良いかについては、次の段階において議論していきたいと考えています。

今治市は先進的であるということを示していくことは検討していきたいと思いません。

M委員 : 歴史というのは、ただそこに存在するだけでなく、物語があったり、それに対する説明があって、はじめて景観資源として生きてくると思っています。そこに、少し違ったものが入ってくるというのは、本当はあまりいいことではないと思いません。

歴史的な景観資源を活用していく中で、歴史がもつ物語を大切にするという姿勢を見せておいてもいいのではないかと思います。

H委員 : 40 頁に堀の水がきれいであることが意見として掲載されています。堀の水がきれいなのは、確かに潮の干満の影響を受けて入れ替わることも影響していますが、背景には市民の努力があったということ、参考意見として申し上げます。

C委員 : 25 頁に5つの景観が示され、その中で新たな景観としてしまなみ海道の橋梁群などが挙げられていますが、39 頁の重点地区の新都市の位置づけとの関係がわかりにくいように思います。

J委員 : 25 頁の図を広報などに使う場合は、広小路の写真よりは新都市の写真を入れたほうが市民にわかりやすいのではないかと思います。

事務局 : 新たな景観では、基本目標として港から駅にかかる中心市街地を対象に新たな景観のモデルに示していきたいという意図があります。

委員長 : 市民にわかりやすく伝えていくためには、重点地区で示されている新都市などの写真や言葉があるほうがよいということですので、少し考えていければと思います。

(3) 景観形成アクションプラン、推進体制について

C委員 : 42 頁(1)に位置づけている規制は法的な効果はあるのでしょうか。こういった効果があるのでしょうか。

事務局 : 開発をするときに、周辺環境を乱さないよう指導していきたいです。法定計画ですので、条例を定めると変更命令や改善命令まで行うことができます。その辺りも今後検討していきたいと思いません。

現段階では、知らないところで開発行為が勝手に行われている状況ではありますが、まずは行為について届出をしてもらって、景観づくりを理解していただく場を設けていきたいと考えています。

委員長： マスタープランで掲載している写真については、市や観光協会が所有する写真に差し替えていくかもしれないということをご了承いただきたいと思います。

また、誤字脱字や文章の細かな修正については、委員長と事務局に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(了承)

(4) マスタープランの実現に向けて

委員長： 今後の景観づくりの実現に向けて皆さんが期待することや、これまでの検討会の全体を通して感想やご意見などをお一人ずつお願いしたいと思います。

H 委員： 景観づくりは非常に大事であると考えており、H 団体にも「美しいまちづくり推進委員会」を設置しています。見た目の美しさだけでなく、住んで良かった今治、住みたくなる今治といったまちづくりをしようということです。この主旨とこの景観マスタープランは、いくつか重なる部分があり、30年後、50年後に住んで良かった、住みたくなるようなまちにしていきたいと思っています。

I 委員： この会の委員に応募したのは、今治の商店街を活性化したいと思っていたからです。大三島では駐車場を港のほうに設置して、来訪者に歩いてもらうような仕掛けがあるのでないかと感じました。

B 委員： 都市景観の形成をしていくということで、私権の制限について議論するのかと思っていました。それも大事な話ですが、そこへ至る手前のところを整理しまとめているので、非常にいいのではないかと思います。

E 委員： 住んでいることが誇りに思えるようなまちづくりが一番大事で、そういう機運が景観を守り育てていく基本になると思います。

景観というのは住んでいる人にとって心の癒しでもあると思います。市民の皆さんが自主的にルールを作って、守っていこうという機運が大事だし、第一段階、第二段階と行政も含めた取り組みについて自由に意見交換できる雰囲気づくりが必要だと考えます。

J 委員： 第一段階で景観計画の策定が位置づけられていますが、波方地区等が都市計画区域外であることを初めて知り、なんでも建てるのが法的に可能ということで、建築に携わる人間として、最初にこれをなんとかしておかなくてはいけないと感じました。

丹下健三建築群が、商店街の活性化や港の再生などと連携しながら、活用できればいいなと感じました。

C 委員： 景観というのは、地域に住んでいる人が気持ちよく過ごすことが第一であり、まずは自分の家を整理整頓してきれいにしていくことが大事です。その結果、他のところから訪問者が来るように魅力ある景観になるのだと思います。しまなみ海道に滞留し、しまなみ海道から今治の中心市街地、商店街に来る人が増えて、活性化すればよいと感じます。

F 委員 : 時代の変化についていけない者は脱落するというルールがあります。景観においても、どのように変化するのか、またそれにどのように対応するのか、というような考え方も必要かと思えます。

かつては観光というと展望台から静止して、静的な景観を見るということが常識であり、景観は何カ所かのポイントにおいて見るものでした。今はそうではなくて、移動しながら見る景観に関心が高まってきています。

今治の港を観光港にして、今治は動く景観で素晴らしいものを持っているので、クルージングの拠点にし、海から見た景観を考えていってはどうかと思えます。これからは動的な景観に取り組んでいってはどうかと思えます。これが出来るのが今治らしさのポイントになるのではと思っています。

M 委員 : 景観づくりは「人」が大切です。規制をかけるだけでは景観はつくっていきません。できれば、その中の市民から声が上がってくるのが理想です。

人が気づいていくことが大切で、気づくことが出来れば、何とかしないといけないという気持ちが出てきます。市民が景観に対して気づきを持ってもらうことが大切だと思います。

何かしたいと思った人が取り組みやすいように、サポートしていけるよう継続的に取り組んでいただきたいと思えます。

委員長 : 今回の会議を通じて、今治の持っているポテンシャルの高さを強く感じました。島嶼部と一緒にすることで、全国的に見ても他にないロケーションを大事に守っていくことは、義務というか責任があると感じています。

今治を通る通過交通も多いかと思えますが、最初は通過であっても、次は滞留していただくよう、まずは一歩からということが大切だと思います。人を迎え入れるとともに、住民の方が豊かな環境の中で暮らし、次世代へ継承し、愛着と誇りを感じ、住んでいるという満足度への気づきがあって、というように意識を醸成していく仕組みが必要です。

市民広報の取り組みが位置づけられていますが、新たな世代に向けた景観学習も大事で、時間はかかりますが、すぐにでもスタートをきって、長い目で見ながら、意識が高まっていければと感じました。

今日は本当にたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の意見を踏まえて計画書に追記していく事項があると思えますが、修正について委員長と事務局に一任していただければと思えますが、よろしいでしょうか。

(了承)

(5)パブリックコメント用のパンフレットについて

(事務局から今後のスケジュールと広報用のパンフレットについて説明)

J 委員 : 重点地区の写真があったほうがよいのではないのでしょうか。丹下健三建築群などは

市民の方にイメージしにくいのでは。

委員長：委員長と事務局一任で修正を行っていくことでよろしいでしょうか。

(了承)

(6) 委員長まとめ

委員長：今回でマスタープランの委員会は終了しますが、本番はこれからで、継続していくということが大きな課題であると思います。

新しいものを造っていくことに視点が向きがちですが、顔を洗ってからお化粧をするように、造ることばかりでなく、例えば広告物を整理したり、撤去したりすることが、実は大事であると感じます。

また、善意で整備してきたものが、かえって景観をうるさくしているような場合もあり、街路の構成物などをとりはずしていく、集約していくようなことにも取り組んで頂ければと思います。造っていくこととあわせて両輪で考えていく必要があるということをお記憶に留めておいていただければと思います。

5. 閉会

事務局：本日は、活発なご討議や貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

この「今治市景観マスタープラン」は、来年、平成21年度中の策定・公表に向けて、必要な手続きを進めていく予定です。今後は、本マスタープランをもとに、景観計画の策定等、良好な景観形成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。委員の皆様には、何かとご協力をお願いする機会もあるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。以上をもちまして全日程を終了いたします。ありがとうございました。

以上

